

平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会

閲覧用会議資料目次

| No. | 資料名 |
|-----|---------------------------------------|
| 1 | 第1回嬉野市政治倫理審査会次第 |
| 2 | 嬉野市政治倫理審査会委員名簿 |
| 3 | (資料1) 嬉野市政治倫理条例、嬉野市政治倫理条例施行規則 |
| 4 | (資料2) 嬉野市政治倫理条例に基づく審査制度の概要 |
| 5 | 調査請求書 |
| 6 | 嬉野市政治倫理条例に基づく調査請求の連署の確認について |
| 7 | 説明会開催請求書 |
| 8 | 嬉野市政治倫理条例に基づく説明会開催請求の連署の確認について |
| 9 | 政治倫理条例に基づく調査請求の調査について |
| 10 | 政治倫理条例に基づく説明会開催請求の審査について |
| 11 | (資料3)嬉野市政治倫理条例に基づく調査請求の案件について |
| 12 | (資料4)政治倫理基準に違反すると疑われる調査請求書の内容整理 |
| 13 | (資料5)政治倫理基準に違反すると疑われる案件の説明会開催請求書の内容整理 |
| 14 | 被請求者弁明書 |

平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会次第

日時 平成31年1月9日(水) 16:00
場所 嬉野市中央公民館 視聴覚室

1 開会

2 委嘱状交付

3 委員の紹介 (別紙委員名簿)

4 政治倫理審査会の説明 (資料1、資料2)

5 会長及び副会長の選出

6 案件の付託 (別紙 付託書の写し)

7 議事

(1) 調査請求案件の請求の趣旨及び調査開始日の公表について (資料3)

(2) 調査請求について (請求書及び疑義を証する資料 … 別添ファイル)
調査請求の内容整理 (資料4)

(3) 説明会開催請求について (請求書及び疑義を証する資料 … 別添ファイル)
開催請求の内容整理 (資料5)

8 閉会

嬉野市政治倫理審査会委員名簿

| | | | |
|--------|-------|----------------------------|--|
| 山下 義昭 | 学識経験者 | 福岡大学法科大学院教授 | |
| 吉田 一穂 | 学識経験者 | 弁護士 | |
| 江口 勝則 | 学識経験者 | (財)佐賀県暴力追放運動 推進センター専務理事 | |
| 光武 英文 | 市民 | 行政OB | |
| 渕野 美喜子 | 市民 | 行政OB | |

資料1

嬉野市政治倫理条例 嬉野市政治倫理条例施行規則

(平成31年1月9日現在の内容で抜粋)

平成21年6月22日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳肅な信託によるものであり、その受託者としての市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）並びに市議会議員（以下「議員」という。）は、市民全体の奉仕者たる自覚と清く貴い志を堅持するものであるが、その地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることがあった場合に必要な措置等を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえるとともに、市民も市政に対する正しい認識と自覚の下に公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等及び議員の責務)

第2条 市長等及び議員は、市民の信頼に値する高い倫理義務に徹し、政治不信を招く公私混同を断ち、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、市民に対し、自ら進んで、その高潔性を明らかにしなければならない。

(市民の役割)

第3条 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を有することの自覚を持ち、市長等及び議員の活動に注目するものとする。

(政治倫理基準)

第4条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の趣旨に従い、市長等及び議員の親族が役員をしている企業、団体又は市長等及び議員の親族が経営に携わっている個人商店と市（市が設立した公社、市が資本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社等を含む。以下「市等」という。）との契約等に関し、一切の関与をしないこと。
- (4) 市等が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者等を推薦又は紹介をする等有利な取り計らいをしないこと。
- (5) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働き

かけないこと。

(6) 市職員（嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成27年嬉野市条例第1号）第1条に規定する一般職非常勤職員等を含む。）の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。

(7) 議員は、市職員の昇格及び異動に関して推薦又は紹介をしないこと。

(8) 政治活動に関して企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。

2 市長等及び議員は、市が交付する補助金等を受給する団体の役員となっている場合、その役員を辞退するように努めなければならない。

3 市長等及び議員は、嬉野市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の事務に対し、不当な関与をしてはならない。

4 市長等及び議員は、調査期間中における審査会の委員に対し、審査会の会議等以外での非公式な接触をしてはならない。

（就業等の報告義務）

第5条 市長等及び議員は、自らの就業及び団体の役員就任状況について、市長等にあっては市長に、議員にあっては議長に届け出なければならない。

（政治倫理審査会の設置）

第6条 市長等及び議員の政治倫理に関する事項を審査するため、法第138条の4第3項の規定に基づき、審査会を置く。

2 審査会の委員は、9人以内とし、政治倫理の審査に関して専門的知識を有する者及び法第18条に定める選挙権を有する市民（以下「有権者」という。）のうちから、市長が公正を期して委嘱する。

3 審査会の委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでは、その職務を行う。

4 前項の規定にかかわらず、委員の任期が満了する日において、審査未了の事件があるときの委員の任期は、その事件に限り、審査完了まで延長されるものとする。

5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の3分の2以上の者の同意を必要とする。

（守秘義務等）

第7条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 審査会の委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。

3 審査会の委員は、公正かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

(有権者の調査請求権)

第8条 有権者は、市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、有権者の総数の100分の1以上の連署（この連署は、嬉野市選挙管理委員会による選挙人名簿に登録された者であることの証明を受けなければならない。）をもって、その代表者（以下「請求代表者」という。）から、市長等に係るものについては市長に対し、議員に係るものについては議長に対し、当該政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する書面を添えた調査請求書を提出して、調査を請求することができる。

2 前項の規定により調査の請求がなされたときは、議長は、議員に係る調査請求書及び添付書面の写しを市長に送付し、市長は、市長等又は議員に係る調査請求書及び添付書面の写しを直ちに審査会に提出し、調査を付託しなければならない。

(審査会の調査等)

第9条 前条の規定により調査が付託されたときは、審査会は、調査請求の要旨及び調査開始日を公表しなければならない。

2 審査会は、調査審査をするに当たり、関係人から事情聴取及び資料提供など必要な調査を行うことができる。

3 審査会は、前条の規定により調査を付託された日から60日以内に必要な調査を行い、調査意見書を作成して市長に提出するとともに、その調査結果を請求代表者に対して、文書で回答しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された調査意見書のうち、議員に係るものについては、その写しを議長に送付しなければならない。

5 市長及び議長は、第3項に規定する審査会の請求代表者に対する回答があったときは、遅滞なく、調査意見書の要旨を公表しなければならない。

(調査結果後の措置)

第10条 市長及び議長は、調査意見書を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、市民の信頼を回復するため必要な措置を講ずるものとする。

(説明会開催請求権)

第11条 有権者及び議員は、市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、有権者にあってはその総数の100分の1以上の者の連署（この連署は、嬉野市選挙管理委員会による選挙人名簿に登録された者であることの証明を受けなければならない。）をもってその代表者から、議員にあってはその定数の3分の1以上の者の連署をもってその代表者から、市長等

に係るものについては市長に対し、議員に係るものについては議長に対し、当該政治倫理基準に違反する疑いのあることを証する書面を添えて、市民に対する説明会の開催を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求がなされたときは、議長は、議員に係る書面の写しを市長に送付し、市長は、市長等又は議員に係る書面の写しを直ちに審査会に提出し、審査を付託しなければならない。
- 3 審査会は、前項の規定による審査を付託されたときは、当該請求が適當であるか否かの審査を行い、審査終了後に審査結果を公表し、かつ、市長に当該審査結果を記載した書面を送付するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により提出された審査結果の書面のうち、議員に係るものについては、その写しを議長に送付しなければならない。
- 5 市長又は議長は、第3項の審査結果において第1項の規定による請求が適當であると認められたときは、市民に対する説明会を開催しなければならない。この場合において、当該政治倫理基準に違反する疑いのある市長等又は議員は、説明会に出席し、釈明しなければならない。
- 6 市民は、前項の説明会において、当該市長等又は議員に質問することができる。

(市工事等に関する遵守事項)

第12条 市長等及び議員の配偶者及び同居の親族は、法第92条の2、第142条、第166条、第169条及び第180条の5の規定の趣旨を尊重し、市工事等の請負契約、下請工事、委託契約及び一般物品納入契約を辞退するよう努めなければならない。

- 2 前項の規定に該当する市長等及び議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係者の辞退届を提出するよう努めなければならない。
- 3 前項の辞退届は、規則で定めるところにより、市長に提出するものとする。
- 4 市長は、議員に係る辞退届については、その写しを議長に送付しなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成27年2月16日条例第1号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月18日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

嬉野市政治倫理条例施行規則

平成21年6月22日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、嬉野市政治倫理条例（平成21年嬉野市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 条例第5条に規定する届出は、就業等届出書（様式第1号。以下この条において「届出書」という。）によるものとする。

2 届出書は、毎年4月1日を基準日として同月30日までに提出しなければならない。

(審査会の会長等)

第3条 条例第6条に規定する嬉野市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者を会議に出席させ、資料の提出を求め、又は説明若しくは意見を聴くことができる。

(傍聴)

第5条 審査会の会議の傍聴については、嬉野市議会傍聴規則（平成18年嬉野市議会規則第2号）の例による。

(調査請求書等)

第6条 条例第8条に規定する調査請求は、調査請求書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第9条第3項に規定する調査結果の回答は、調査結果回答書（様式第3号）によるものとする。

(説明会の開催)

第7条 条例第11条第1項に規定する市民に対する説明会（以下「説明会」という。）の開催請求は、説明会開催請求書（様式第4号）によるものとする。

- 2 市長又は議長は、条例第11条第3項の規定による審査結果を記載した書面の送付を受けたときは、説明会の開催請求に係る代表者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 3 市長又は議長は、条例第11条第5項の規定により説明会を開催するときは、開催の日時及び場所その他必要な事項を開催日の7日前までに告示するとともに、その周知に努めなければならない。

(辞退届)

第8条 条例第12条第2項に規定する辞退届は、辞退届（様式第5号）によるものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長又は議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月27日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

嬉野市政治倫理条例に基づく審査制度の概要

1 審査会の役割

嬉野市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)は、市長、副市長、教育長、市議会議員が守るべき政治倫理について疑惑がもたれたときに、有権者又は議員から請求がなされる調査請求などに基づき、請求があつた事項について調査を行い、調査意見書を作成して市長又は議長に報告するとともに請求者へ調査結果を回答します。市長(嬉野市)の附属機関で、嬉野市政治倫理条例(以下「政治倫理条例」という。)第6条の規定に基づき設置しています。

審査会の委員は、公正な立場で請求内容に基づく事実を調査し、審査していきます。

2 審査会が調査する案件

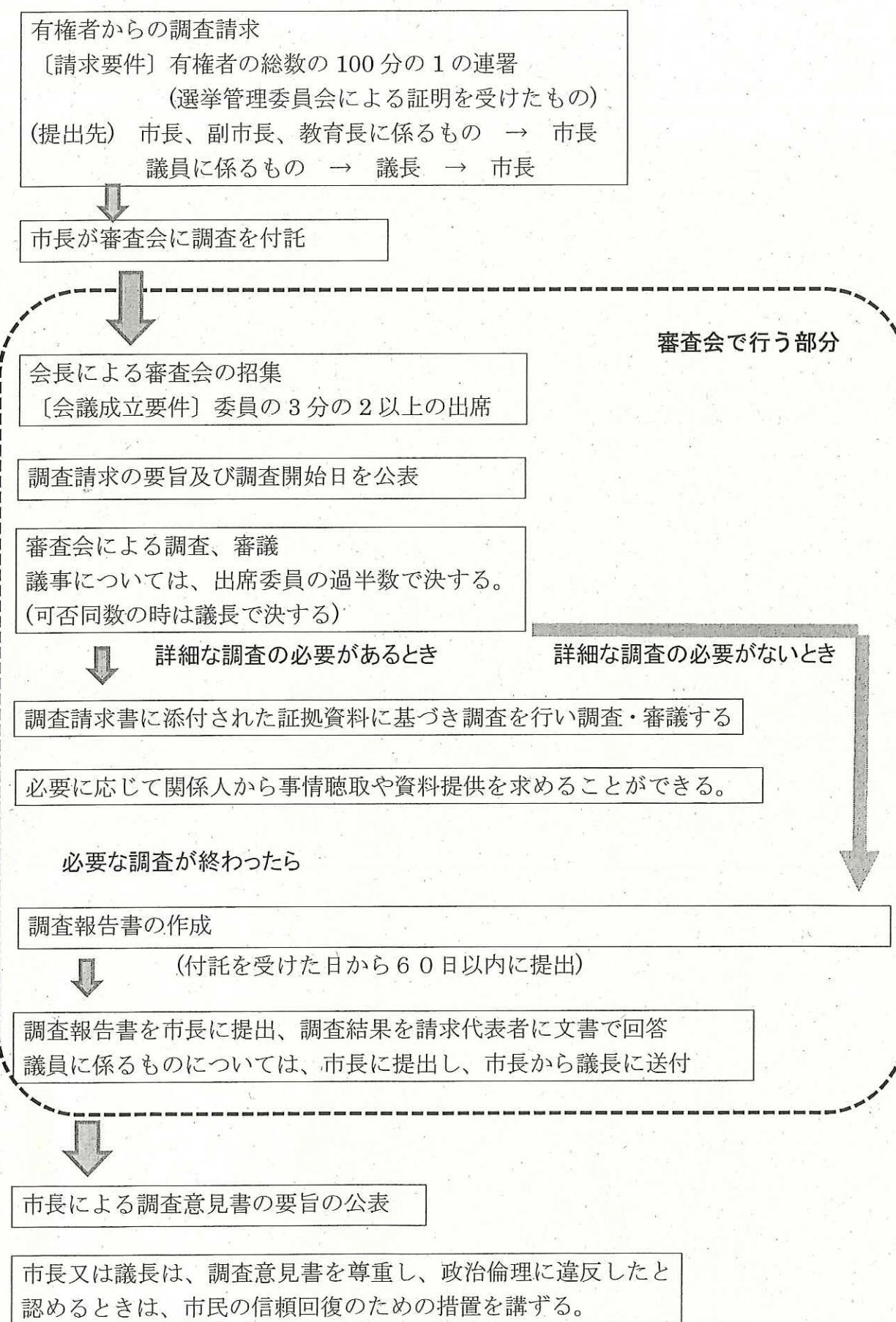
審査会が調査を行う案件は、次の各号に関する事項です。

市長、副市長、教育長、市議会議員が政治倫理基準に違反すると疑いがあるとき。(政治倫理条例第8条)

政治倫理基準(政治倫理条例第4条)

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第92条の2の趣旨に従い、市長等及び議員の親族が役員をしている企業、団体又は市長等及び議員の親族が経営に携わっている個人商店と市(市が設立した公社、市が資本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社等を含む。以下「市等」という。)との契約等に関し、一切の関与をしないこと。
- (4) 市等が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者等を推薦又は紹介をする等有利な取り計らいをしないこと。
- (5) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (6) 市職員(嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例(平成27年嬉野市条例第1号)第1条に規定する一般職非常勤職員等を含む。)の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (7) 議員は、市職員の昇格及び異動に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (8) 政治活動に関して企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。

3 審査請求から調査結果後の措置までの流れ(政治倫理条例第8条、9条、10条)



4 説明会開催請求から説明会の実施までの流れ(政治倫理条例第11条)

*有権者からの説明会開催請求

[請求要件] 有権者の総数の100分の1の連署

(選舉管理委員会による証明を受けたもの)

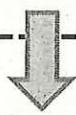
*議員からの説明会開催請求

[請求要件] 議員定数の数3分の1の連署

(提出先) 市長、副市長、教育長に係るもの → 市長
議員に係るもの → 議長 → 市長



市長が審査会に審査を付託



審査会で行う部分

会長による審査会の招集

[会議成立要件] 委員の3分の2以上の出席

審査会による審査(請求が適当であるか否か)

議事については、出席委員の過半数で決する。(可否同数の時は議長で決する)



必要な審査が終わったら

審査結果の公表



審査結果を市長に提出

議員に係るものについては、市長に提出し、市長から議長に送付



市長又は議長が当該請求を適当であると認めたときは

市長又は議長が市民に対する説明会を開催する。

*政治倫理基準に違反する疑いのある者の出席。

*出席した市民は政治倫理基準に違反する疑いのある者に質問することができる。

5 委員の任期(政治倫理条例第6条)

委員の任期は2年です。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間となります。

上記にかかわらず、委員の任期が満了する日において、審査未了の事件があるときの委員の任期は、その事件に限り、審査完了まで延長されます。

6 会長及び副会長(嬉野市政治倫理条例施行規則第3条)

会長及び副会長を委員の互選により定めます。会長は審査会の代表となります。

7 会議の公開(政治倫理条例第6条第5項)

会議は公開で行います。やむを得ず非公開とするときは委員定数の3分の2以上の者の同意が必要。

8 会議の傍聴(嬉野市政治倫理条例施行規則第5条)

会議の傍聴についての定めは、嬉野市議会傍聴規則の例によります。

9 委員が負う義務(政治倫理条例第7条)

- ・ 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- ・ 審査会の委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。
- ・ 審査会の委員は、公正かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

調査請求書

平成30年12月26日

嬉野市政治倫理審査会会長様
(市長経由)

請求代表者

住所

氏名

嬉野市政治倫理条例第8条の規定に基づき、選挙権を有する者916人の署名を添えて次のとおり調査を請求します。

1 調査請求の対象者

職名 嬉野市長

氏名 村上大祐

2 疑義の内容(1,000字以内)

村上市長は東京出張中だった平成30年7月9日夜、うれしの茶を題材にしたアニメ制作を企画する関係者からの招待を受け、市建設・新幹線課のまちづくり推進室長(当時)、同室の[REDACTED]主査と会員制ホテル「東京ベイコート俱乐部」で酒食をともにした。政治倫理条例第4条(1)「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」に抵触する。同(2)「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと」にも一部抵触する。市長は自身のフェイスブックで10月4日に「アニメクリエイターなど各界の著名な方と会食をしたのですが(中略) 当方としても応分の負担をしています」と主張したが、市民に対し根拠を示した上で公式な説明を一切行っていない。

3 疑義を証する資料

村上市長、市建設・新幹線課まちづくり推進室の[REDACTED]室長（当時）、同室の[REDACTED]主査は7月9日夜、うれしの茶の茶農家「茶師」を題材にしたアニメ企画を進める関係者と、会員制リゾートホテル「東京ベイコート倶楽部」で酒食とともにした。会食の様子は関係者により写真撮影され、LINEグループを通じて送信された。村上市長が手のひらに載せた気泡風呂の泡を吹く姿や、シャンパンのボトルを手に気泡風呂に入っている[REDACTED]室長らが写っている。[REDACTED]の両氏はそのまま宿泊した。

→【別添資料1】東京ベイコート倶楽部での会食写真

この会食では、東京ベイコート倶楽部のロイヤルスイート（売り出し時の会員権価格は税抜き2000万円）の会員権を持つCG制作会社「NAC」社長の[REDACTED]氏が食事代、宿泊費を負担している。年会費や固定資産税の負担のほか、宿泊するにはルームチャージが必要となる。

→【別添資料2】東京ベイコート倶楽部とは

アニメ企画を発案したのは、新幹線の嬉野温泉駅周辺整備関連事業を手掛けるまちづくり会社「嬉野創生機構」の[REDACTED]代表の中学校時代の同級生、[REDACTED]さんで、[REDACTED]氏は元上司、友人関係にある。[REDACTED]さんは4月に嬉野市を訪問、5月末に企画案の概要についてまとめ、会議録をLINEグループ経由で[REDACTED]室長らと共に共有した。

→【別添資料3の1】アニメ企画関係者の訪問を裏付ける公文書

→【別添資料3の2】茶師プロジェクトLINEグループでのやり取り

→【別添資料3の3】関係者の情報（Web、Facebook、Twitterなど）

→【別添資料4の1】アニメ「茶師プロジェクト」制作企画サイドの構想

また、6月に嬉野市を再訪する際は、プレゼン資料も送付している。

→【別添資料4の2】茶師プロジェクトプレゼン資料

[REDACTED]さんらが嬉野市を訪問した際の宿泊費は嬉野創生機構が負担した（4月分は嬉野創生機構の明細を転載）。

| | | | | | | |
|---------------|-----|-----------------|---------|------------|------|-----|
| [REDACTED]ツアー | 飲食費 | 1次会 飲食費 | ¥28,000 | いりり焼きの勝ちゃん | 4/21 | 提出済 |
| [REDACTED]ツアー | 交通費 | 佐賀空港→和多屋 タクシ--- | ¥12,000 | 温泉タクシー株式会社 | 4/21 | 提出済 |
| [REDACTED]ツアー | 飲食費 | 2次会 飲食費 | ¥14,410 | スナック松 | 4/22 | 提出済 |
| [REDACTED]ツアー | 飲食費 | 3次会 飲食費 | ¥7,320 | ラーメン一心 | 4/22 | 提出済 |

| プロジェクト | 費目 | 内容 | 金額 | 支払先 | 支払日 | 精算済 | 担当 |
|---------|-----|-------------|---------|-------------|------|-----|----|
| ■ツアーツアー | 宿泊費 | 吉田屋 1泊 2名 | ¥65,100 | 株式会社 吉田屋 | 4/22 | 提出済 | |
| ■ツアーツアー | 飲食費 | 昼食弁当代 | ¥6,050 | 吉田まんぞく館 | 4/22 | 提出済 | |
| ■ツアーツアー | 飲食費 | 1次会 飲食費 | ¥19,110 | 鳴鳥 一竜 | 4/22 | 提出済 | |
| ■ツアーツアー | 宿泊費 | 和多屋別荘 1泊 1名 | ¥16,350 | 佐賀県鳴門温泉株式会社 | 4/23 | 提出済 | |
| ■ツアーツアー | 宿泊費 | 和多屋別荘 2泊 2名 | ¥40,000 | 佐賀県鳴門温泉株式会社 | 4/23 | 提出済 | |
| ■ツアーツアー | 宿泊費 | 和多屋別荘 2泊 2名 | ¥45,960 | 佐賀県鳴門温泉株式会社 | 4/23 | 提出済 | |
| ■ツアーツアー | 宿泊費 | 和多屋別荘 2泊 1名 | ¥29,460 | 佐賀県鳴門温泉株式会社 | 4/23 | 提出済 | |

6月にアニメ企画者側を案内したのは、[REDACTED] 市長と [REDACTED] 市長は「どんな企画でも必ず（予算を）通しますんで、やりましょう」と繰り返し発言していたという複数の証言がある。7月9日の東京ベイコート倶楽部での会食・宿泊は、[REDACTED] 両氏がセグウェイジャパンなどを視察する東京出張に合わせて、アニメ企画の打ち合わせを行うというのが目的で、村上市長も参加した。

一連の経緯を踏まえるならば、「会食」が公務員倫理規程で禁じられている「利害関係者から供應接待を受けること」「利害関係者と共に飲食すること」に相当することは明白である。特に、[REDACTED] 沢氏は宿泊費を利害関係者に負担させており、「利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること」に該当する。東京ベイコート倶楽部は、会員の紹介がなければ立ち入ることさえできないホテルであり、村上市長や[REDACTED] 市長らが受けた待遇が、利害関係者以外からも禁じられている「通常一般の社交の程度を超えた供應接待」だった点についても疑う余地はない。

→【別添資料5の1】事業者の立場から見た公務員との接触ルールについて
(抜粋) 【別添資料5の2】公務員倫理(基本教材、抜粋)

政治倫理条例の第2条には「市長等及び議員は、市民の信頼に値する高い倫理義務に徹し、政治不信を招く公私混同を断ち、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、市民に対し、自ら進んで、その高潔性を明らかにしなければならない」と定められている。

しかし、村上市長は10月4日16時25分、自身のフェイスブックに次ページのような投稿をして、会食と市の業務との関係を完全に否定するとともに、相応の負担をしており問題ないと主張した。ただ、その論拠は全く示されておらず、そもそもフェイスブックへの投稿は市民に対する公式な説明とは言えない。

村上市長は、[REDACTED] 両氏が出張の当初旅程を外れ、東京ベイコート倶楽部で利害関係者と酒食をともにし、利害関係者の負担で宿泊するのを黙認しただけでなく、複数筋から指摘を受けてなお、両氏に対して公務員倫理規程に基づく適正な処分を行っていない。

【注】資料提供者は既に複数の当局に公益通報を行っており、公益通報者保護法により守られるべき立場であることにご留意ください。



村上 大祐

10月4日 16:25

...

数日前より、SNS上で市や市職員、および私を根拠もなく中傷する内容の投稿を拡散する動きが見られます。投稿では、「嬉野市では、特定の業者に多額な不透明な事業発注がある」とありますが、そのような不正やそれに類する行為は一切ありません。私個人に対する明らかな名誉棄損行為であり、投稿者や拡散に関わる人物に対しては、代理人と相談の上、法的措置をとることも検討したいと思います。

「証拠」と断じる画像については、市出身の方の紹介でアニメクリエイターなど各界の著名な方と会食をしたものですが、市発注業務と過去も今後も一切関係なく、当方としても応分の負担をしています。市民を分断し、混乱を生じさせる勢力の不当要求に屈することなく、今後も毅然とした態度で市政運営にあたります。



いいね！



コメントする



シェア



さん、他123人

シェア1件

さらに、11月30日の定例記者会見では「政治倫理審査会の場で事実を明らかにしていく」として、説明を避ける一方、翌12月1日、再び自身のフェイスブックに投稿し、「私的な会食」「私自身が条例に抵触する行為はなく」と、根拠を示すことな

く釈明を重ねている。報道陣の質問に答えないのであれば、一方的な主張にすぎない投稿も控えるべきであろう。



村上 大祐

12月1日 8:14 · ②

☆☆☆

先日、私自身の私的な会食が政治倫理条例に抵触するとして、審査会請求の署名を市議2名より提出されました。私自身が条例に抵触する行為はなく、今後、原則公開で行われる審査会の場でしっかり説明を果たして参ります。

正直、匿名の文書に対して過剰反応をして詳細に説明をすることは適切ではないと考えていました。しかし、公職にある市議の責任において署名が提出されたことで、しっかり説明できる場ができたと思います。

昨日の記者会見では、条例の対象はあくまでも政治家である私自身であり、職員の行動は別途、内規に照らして検討するべきことである旨をお伝えしました。

最後に私的なことで市民の皆さんにご心配をおかけしていることを率直にお詫び申し上げます。

いいね! 88件

コメント6件 シェア2件

いいね! コメントする シェア

4 選挙権を有する者の連署（別添）

5 連署に係る嬉野市選挙管理委員会の証明（別添）

6 政治倫理審査会の委員について

政治倫理審査会は、嬉野市政治倫理条例の第6条「市長等及び議員の政治倫理に関する事項を審査するため、法第138条の4第3項の規定に基づき、審査会を置く」とし、第2項に「審査会の委員は、9人以内とし、政治倫理の審査に関して専門的知識を有する者及び法第18条に定める選挙権を有する市民（以下「有権者」という。）のうちから、市長が公正を期して委嘱する」としている。

しかし、委員に鬼橋正敏弁護士が入っており、同弁護士は村上市長らが参加した東京ベイコート俱乐部での会食を巡り、10月1日に市民が転載したフェイスブックの投稿に対して、10月9日付で村上市長の代理人として「御通知」と題する内容証明郵便を、10月24日付で「お問い合わせ」という文書を特定記録郵便でそれぞれ送達している。

→【別添資料6】村上市長が鬼橋弁護士を通じて市民に送った文書

村上市長が政治倫理条例に違反しているとして調査請求しているのに、市長の代理人を務める弁護士が審査会の委員というのは全くあり得ない。鬼橋氏についてはさすがに市が交代を決めたが、後任者は行政寄りの弁護士でないことを強く望む。

嬉野市の政治倫理審査会委員は、情報公開審査会委員を兼任している。鬼橋弁護士のほかは、福岡大学法科大学院の山下義昭教授（行政法）、県警OBで佐賀県暴力追放推進センターの江口勝則専務理事、行政OBの光武英文氏と渕野美喜子氏という構成となっている。目的の異なる審査会を同一の委員に担わせるというのは、双方の審査会の役割を軽視しているとしか考えられない。

政治倫理審査会は、市役所や執行部との利害がなく第三者的な立場から公正な判断を下す機関でなければ意味がない。しかしながら、情報公開審査会との兼務であることや、県警OBを政治倫理の有識者として扱っている点、市民代表2人がいずれも市職員を含む公務員OBだけという人選…いずれをみても「市長が公平を期して委嘱」したと胸を張れるだろうか。

「市民オンブズマン連絡会議・佐賀」および、署名活動から生まれた嬉野市の市民団体「嬉野をよくする市民の会」は、12月7日に「政治倫理審査会委員にかかる緊急要請」を行い、市民から「身びいき」や「お手盛り」審査との疑惑を招かないよう、メンバーを刷新するよう求めた。唐津市政倫理の人選を見習い、委員は条例に定める上限の9人とし、より公正な調査を担保できる委員構成とするよう訴えたが、14日に市は委員の増員や差し替えを拒否した。

市には審査会委員の明確な選任基準がなく、あたかも“被告”が自分の好きなように“裁判官”を選ぶかのような現行条例の欠陥があらわになった。今後は、政治倫理審査会・説明会を議会と同等のインターネットやケーブルテレビで中継し、市のホームページで録画を速やかに公開し、議事録も可及的速やかに掲示するよう求めていく。市がそうした措置を取らない場合、傍聴者の撮影・録音を許可するよう申し入れる所存である。

なお、11月28日に提出した請求書が、知事選で署名の点検ができないという理由から12月25日まで正式に受理されなかつことに対し、千人余の署名に対する冒涜といえる。請求代理人の問い合わせにも関わらず、当事者に一切連絡がないまま、一部新聞に報道対応した件も併せて強く抗議する。

→【別添資料7の1】政治倫理審査会の調査請求などを報じた記事

【別添資料7の2】市民オンブズマン連絡会議・佐賀の会報117号

→【別添資料8の1】市民オンブズマン連絡会議・佐賀「政治倫理審査会委員にかかる緊急要請」【別添資料8の2】唐津市の政治倫理審査会メンバー表



嬉選第 135号
平成30年12月25日

[REDACTED] 様

嬉野市選挙管理委員会
委員長 光武英

嬉野市政治倫理条例に基づく調査請求の連署の確認について（通知）

平成30年11月28日付けで提出された嬉野市政治倫理条例第8条の規定に基づく調査請求に添えられた連署につきましては、別紙のとおり確認しましたので通知します。

嬉野市選挙管理委員会事務局
(嬉野市役所塩田庁舎 総務課内)
TEL 0954-66-9111
FAX 0954-66-3119

嬉選第 135号

平成30年12月25日



様

嬉野市選挙管理委員会

委員長 光武英文

嬉野市政治倫理条例に基づく調査請求の連署の確認について（通知）

平成30年11月28日付けで提出された嬉野市政治倫理条例第8条の規定に基づく調査請求に添えられた連署につきましては、別紙のとおり確認しましたので通知します。

嬉野市選挙管理委員会事務局

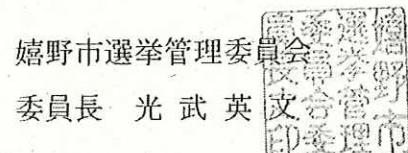
(嬉野市役所塩田庁舎 総務課内)

TEL 0954-66-9111

FAX 0954-66-3119

別 紙

平成30年11月28日付けで提出された嬉野市政治倫理条例第8条の規定に基づく調査請求に添えられた連署につきましては、下記のとおり確認しましたので証明します。



記

1 有権者数(平成30年11月28日現在) 22,194人

2 有権者の総数の100分の1の数 222人

3 確認した署名の内訳

| | |
|----|--------|
| 有効 | 916人 |
| 不備 | 103人 |
| 無効 | 51人 |
| 合計 | 1,070人 |

※ 不備の理由 住所、生年月日の不一致など

※ 無効の理由 選挙人名簿に登載されていない者、重複、必要な事項の未記入等

様式第4号(第7条関係)

説明会開催請求書

平成30年12月26日

嬉野市政治倫理審査会会长様
(嬉野市長経由)

請求代表者
住所
氏名

嬉野市政治倫理条例第11条の規定に基づき、選挙権を有する者
添えて次のとおり調査を請求します。

1 調査請求の対象者

職名 嬉野市長
氏名 村上大祐

2 疑義の内容(1,000字以内)

村上市長は東京出張中だった平成30年7月9日夜、うれしの茶を題材にしたアニメ制作を企画する関係者からの招待を受け、市建設・新幹線課のまちづくり推進室長(当時)、同室の████████主査と会員制ホテル「東京ベイコート俱楽部」で酒食をともにした。政治倫理条例第4条(1)「市民全体の代表者として品位と名聲を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」に抵触する。同(2)「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと」にも一部抵触する。市長は自身のフェイスブックで10月4日に「アニメクリエイターなど各界の著名な方と会食をしたものですが(中略)当方としても応分の負担をしています」と主張したが、市民に対し根拠を示した上で公式な説明を一切行っていない。

3 疑義を証する資料

村上市長、市建設・新幹線課まちづくり推進室の[REDACTED]室長（当時）、同室の[REDACTED]室長は7月9日夜、うれしの茶の茶農家「茶師」を題材にしたアニメ企画を進める関係者と、会員制リゾートホテル「東京ベイコート俱乐部」で酒食をともにした。会食の様子は関係者により写真撮影され、LINEグループを通じて送信された。村上市長が手のひらに載せた気泡風呂の泡を吹く姿や、シャンパンのボトルを手に気泡風呂に入っている[REDACTED]室長らが写っている。[REDACTED]の両氏はそのまま宿泊した。

→【別添資料1】東京ベイコート倶楽部での会食写真

この会食では、東京ベイコート倶楽部のロイヤルスイート（売り出し時の会員権価格は税抜き2000万円）の会員権を持つCG制作会社「NAC」社長の[REDACTED]氏が食事代、宿泊費を負担している。年会費や固定資産税の負担のほか、宿泊するにはルームチャージが必要となる。

→【別添資料2】東京ベイヨート俱楽部とは

アニメ企画を発案したのは、新幹線の嬉野温泉駅周辺整備関連事業を手掛けるまちづくり会社「嬉野創生機構」の[REDACTED]代表の中学校時代の同級生、[REDACTED]さんで、[REDACTED]さんは元上司、友人関係にある。[REDACTED]さんは4月に嬉野市を訪問、5月末に企画案の概要についてまとめ、会議録をLINEグループ経由で[REDACTED]室長らと共有した。

→【別添資料3の1】アニメ企画関係者の訪問を裏付ける公文書

→【別添資料3の2】茶師プロジェクトLINEグループでのやり取り

→【別添資料3の3】関係者の情報（Web、Facebook、Twitterなど）

→【別添資料4の1】アニメ「茶師プロジェクト」制作企画サイドの構想

また、6月に嬉野市を再訪する際は、プレゼン資料も送付している。

→【別添資料4の2】茶師プロジェクトプレゼン資料

■さんらが嬉野市を訪問した際の宿泊費は嬉野創生機構が負担した（4月分は嬉野創生機構の明細を転載）。

| | | | | | | |
|--------|-----|--------------|---------|-------------|------|-----|
| ツアーチーム | 飲食費 | 1次会 飲食費 | ¥28,000 | いろいろ挑きの勝ちゃん | 4/21 | 提出済 |
| ツアーチーム | 交通費 | 佐賀空港→多屋 タクシー | ¥12,000 | 温泉グリーン株式会社 | 4/21 | 提出済 |
| ツアーチーム | 飲食費 | 2次会 飲食費 | ¥14,410 | スナック松 | 4/22 | 提出済 |
| ツアーチーム | 飲食費 | 3次会 飲食費 | ¥7,320 | ラーメン一心 | 4/22 | 提出済 |

6月にアニメ企画者側を案内したのは、[REDACTED]室長と[REDACTED]室長で、[REDACTED]室長は「どんな企画でも必ず（予算を）通しますんで、やりましょう」と繰り返し発言していたという複数の証言がある。7月9日の東京ベイコート倶楽部での会食・宿泊は、[REDACTED]両氏がセグウェイジャパンなどを視察する東京出張に合わせて、アニメ企画の打ち合わせを行うというのが目的で、村上市長も参加した。

一連の経緯を踏まえるならば、「会食」が公務員倫理規程で禁じられている「利害関係者から供応接待を受けること」「利害関係者と共に飲食をすること」に相当することは明白である。特に [REDACTED] 氏は宿泊費を利害関係者に負担させており、「利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること」に該当する。東京ベイコート倶楽部は、会員の紹介がなければ立ち入ることさえできないホテルであり、村上市長や[REDACTED] 市長らが受けた待遇が、利害関係者以外からも禁じられている「通常一般の社交の程度を超えた供応接待」だった点についても疑う余地はない。

→【別添資料5の1】事業者の立場から見た公務員との接触ルールについて
(抜粋) 【別添資料5の2】公務員倫理(基本教材、抜粋)

政治倫理条例の第2条には「市長等及び議員は、市民の信頼に値する高い倫理義務に従事し、政治不信を招く公私混同を断ち、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、市民に対し、自ら進んで、その高潔性を明らかにしなければならない」と定められている。

しかし、村上市長は10月4日16時25分、自身のフェイスブックに次ページのような投稿をして、会食と市の業務との関係を完全に否定するとともに、相応の負担をしており問題ないと主張した。ただ、その論拠は全く示されておらず、そもそもフェイスブックへの投稿は市民に対する公式な説明とは言えない。

村上市長は、[REDACTED]両氏が出張の当初旅程を外れ、東京ベイコート倶楽部で利害関係者と酒食をともにし、利害関係者の負担で宿泊するのを黙認しただけでなく、複数筋から指摘を受けてなお、両氏に対して公務員倫理規程に基づく適正な処分を行っていない。

【注】資料提供者は既に複数の当局に公益通報を行っており、公益通報者保護法により守られるべき立場であることにご留意ください。



村上 大祐

10月4日 16:25 · ●

...

数日前より、SNS上で市や市職員、および私を根拠もなく中傷する内容の投稿を拡散する動きが見られます。投稿では、「嬉野市では、特定の業者に多額な不透明な事業発注がある」とありますが、そのような不正やそれに類する行為は一切ありません。私個人に対する明らかな名誉棄損行為であり、投稿者や拡散に関わる人物に対しては、代理人と相談の上、法的措置をとることも検討したいと思います。

「証拠」と断じる画像については、市出身の方の紹介でアニメクリエイターなど各界の著名な方と会食をしたものですが、市発注業務と過去も今後も一切関係なく、当方としても応分の負担をしています。市民を分断し、混乱を生じさせる勢力の不当要求に屈することなく、今後も毅然とした態度で市政運営にあたります。



いいね！



コメントする



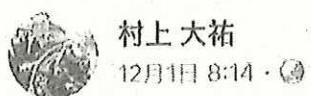
シェア



●さん、他123人

シェア1件

さらに、11月30日の定例記者会見では「政治倫理審査会の場で事実を明らかにしていく」として、説明を避ける一方、翌12月1日、再び自身のフェイスブックに投稿し、「私的な会食」「私自身が条例に抵触する行為はなく」と、根拠を示すことなく釈明を重ねている。報道陣の質問に答えないのであれば、一方的な主張にすぎない投稿も控えるべきであろう。



先日、私自身の私的な会食が政治倫理条例に抵触するとして、審査会請求の署名を市議2名より提出されました。私自身が条例に抵触する行為はなく、今後、原則公開で行われる審査会の場でしっかり説明を果たして参ります。

正直、匿名の文書に対して過剰反応をして詳細に説明をすることは適切ではないと考えていました。しかし、公職にある市議の責任において署名が提出されたことで、しっかり説明できる場ができたと思います。

昨日の記者会見では、条例の対象はあくまでも政治家である私自身であり、職員の行動は別途、内規に照らして検討するべきことである旨もお伝えしました。

以後に私的なことで市民の皆さんにご心配をおかけしていることを率直にお詫び申し上げます。

88件

コメント6件 シェア2件

いいね! コメントする シェア

4 選挙権を有する者の連署（別添）

5 連署に係る嬉野市選挙管理委員会の証明（別添）

6 説明会開催請求に至る経緯

嬉野市議会議員である自分が請求代表者となって説明会の開催を求めるに至った事情について説明する。

かねてより建設・新幹線課が進めてきた「嬉野温泉駅周辺整備関連事業」（平成29年度は予算2500万円、決算額2475万2520円）について、いずれも随意契約であり、予算に見合った事業なのか疑問があつた。

→【別添資料6の1】平成29年度嬉野温泉駅周辺整備関連事業

平成30年9月26日の産業建設委員会決算特別委員会で質したが、1人3問までと質問が制限されている上、請求しても資料は1枚も提供されず、成果物も閲覧できず、担当課からの回答は具体性を欠いていた。決算認定において税金が適切に使われているのか、公共事業として透明なプロセスで進められているのかをチェックするのは議員の重大な責務だと思っている。それが果たせなかつたことから、10月2日の9月定例会最終本会議で、平成29年度一般会計歳入歳出決算認定に反対討論をした。なお、資料は市民が情報公開請求し部分公開決定されたため、11月19日になって同一の内容の文書が提供された。

→【別添資料7】反対討論について報じた新聞記事

山口卓也議員は、地域おこし協力隊員が9月末で途中退職し、在職が1年に満たない場合、国の特別交付税（報酬200万円、経費200万円計400万円）が措置されないと分かり、委員会での説明と事情が変わつたことから、決算認定に反対した。山口卓也議員は隊員2人から、嬉野温泉駅周辺整備関連事業を受託しているまちづくり会社「嬉野創生機構」で長時間労働を強いられているとの相談を受けていた。嬉野創生機構は一切報酬を支払わず、市から受託した業務を2人にさせていた。都会の若者を招いて、起業し定住してもらうという地域おこし協力隊の本来のあり方から外れているばかりでなく、国の金で市が嬉野創生機構に便宜を図っている点は問題だと私も考える。

→【別添資料6の2】平成29年度地域おこし協力隊員

反対討論をした私と山口卓也議員に対し10月18日、村上大祐市長名で田中政司議長宛てた文書（10月11日付）が伝達された。「決算特別委員会産業建設分科会において、十分に説明を受ける機会または時機があったにもかかわらず（中略）分科会の中で説明を求めることが十分しないで、説明不足、不透明さという表現をされたのは、まるで執行部側が説明していないかのような発言であり、看過することはできません。（中略）今回の本会議場での発言（反対討論）は、一方的な意見であり、正常な議会運営を損ない、かつ、この発言のみが、放映され、報道され、そして、当然、会議録としても残るものとなります。両議員におかれましては、議場での発言の重みというものを今一度自覚していただくよう、また、事実を踏まえた慎重な発言を

行っていただくよう強く求めるものです。」との内容だった。最終的に文書は回収されたが、明らかに議員の言論活動に圧力を加えるものであり、容認できない。議案の賛否を最終決定するのはあくまで本会議であり、委員会では採決もしていないのだから、議員が反対したり反対討論したりすることを妨げる根拠はないはずだ。反対討論については市議会だよりも簡略化した記載しかなく、市民に理解してもらっているのか不安に思っている。

→【別添資料11】村上市長が議員に圧力をかけた文書
→【別添資料8】9月議会うれしの市議会だより

私、山口卓也議員、宮崎一徳議員の3人は10月29日、嬉野市議会基本条例の第6条第3項「議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする」に基づき、7月9日の東京ベイコート俱乐部での会食について、政治倫理および公務員倫理上問題がないのかを問う質問状を提出した。しかし、この文書質問は田中政司議長から市長に渡されることなく、11月8日を期限としていた回答を得ることはできなかった。

→【別添資料9】議会基本条例に基づく質問状

東京ベイコート俱乐部での会食を巡っては、市民がフェイスブックに写真などを転載し、村上市長（代理人経由）から「削除しないと法的措置を検討する」旨の文書を送られている。市長は自分のフェイスブックに「アニメクリエイターなど各界の著名な方と会食をしたものですが、市発注業務と過去も今後も一切関係なく、当方としても応分の負担をしています」と反論しているが、市民が根拠となる公文書の公開請求を行ったところ、11月8日付で公文書不存在による非公開決定がなされた。少なくとも公文書で裏付けられるような論拠はないことが確かめられた。

→【別添資料10】公文書不存在による非公開決定通知書

こうした事情から、市議会議員である自分が政治倫理条例に基づき説明会の開催を請求した。

7 説明会の開催日時や公開について

説明会の日時は市民が集まりやすい曜日や時間帯でお願いする。市議会本会議と同様にネット中継や録画、議事録の保存・公開も併せて求める。質問内容や質疑形式については請求者側の意見を十分に反映されたい。



嬉選第 136号
平成30年12月25日

[REDACTED]
様

嬉野市選挙管理委員会
委員長 光武英

嬉野市政治倫理条例に基づく説明会開催請求の連署の確認について（通知）

平成30年11月28日付で提出された嬉野市政治倫理条例第11条の規定に基づく調査請求に添えられた連署につきましては、別紙のとおり確認しましたので通知します。

嬉野市選挙管理委員会事務局
(嬉野市役所塩田庁舎 総務課内)
TEL 0954-66-9111
FAX 0954-66-3119

嬉選第136号

平成30年12月25日

様

嬉野市選挙管理委員会

委員長 光武英文

嬉野市政治倫理条例に基づく説明会開催請求の連署の確認について（通知）

平成30年11月28日付けで提出された嬉野市政治倫理条例第11条の規定に基づく調査請求に添えられた連署につきましては、別紙のとおり確認しましたので通知します。

嬉野市選挙管理委員会事務局

(嬉野市役所塩田庁舎 総務課内)

TEL 0954-66-9111

FAX 0954-66-3119

別 紙

平成30年11月28日付けで提出された嬉野市政治倫理条例第11条の規定に基づく調査請求に添えられた連署につきましては、下記のとおり確認しましたので証明します。

嬉野市選挙管理委員会
委員長 光 武 英


記

1 有権者数(平成30年11月28日現在) 22,194人

2 有権者の総数の100分の1の数 222人

3 確認した署名の内訳

| | |
|-----|---------|
| 有 効 | 880人 |
| 不 備 | 124人 |
| 無 効 | 59人 |
| 合 計 | 1, 063人 |

※ 不備の理由 住所、生年月日の不一致など

※ 無効の理由 選挙人名簿に登載されていない者、重複、必要な事項の未記入等

字

嬉 総 第 5 7 9 号
平成 31 年 1 月 9 日

嬉野市政治倫理審査会会长様

嬉野市長 村上 大祐



政治倫理条例に基づく調査請求の調査について

嬉野市政治倫理条例第8条第1項の規定に基づく、調査請求書が提出されましたので、同条例第8条第2項の規定に基づき請求内容についての調査を付託しますので、よろしくお願いします。

記

添付書類

- 1 調査請求書
- 2 調査請求書に添付された連署について選挙管理委員会の確認が済んだ証明書
- 3 政治倫理基準に違反すると疑いがあることを証する書面



嬉 総 第 5 8 0 号
平成 31 年 1 月 9 日

嬉野市政治倫理審査会会長様

嬉野市長 村上 大祐



政治倫理条例に基づく説明会開催請求の審査について

嬉野市政治倫理条例第 11 条第 1 項の規定に基づく、説明会開催請求書が提出されましたので、同条例第 11 条第 2 項の規定に基づき請求内容についての調査を付託しますので、よろしくお願ひします。

記

添付書類

- 1 説明会開催請求書
- 2 調査請求書に添付された連署について選舉管理委員会の確認が済んだ証明書
- 3 政治倫理基準に違反すると疑いがあることを証する書面

平成 31 年 1 月 9 日

嬉野市政治倫理条例に基づく調査請求の案件について

嬉野市政治倫理審査会は、嬉野市政治倫理条例第 8 条第 2 項の規定に基づき市長より請求内容についての調査を付託されましたので、同条例第 9 条の規定に基づき、その趣旨と調査開始日を下記のとおり公表します。

記

1 調査請求の趣旨

市長は、平成 30 年 7 月 9 日の夜、市職員 2 名とともに東京都内の会員制リゾートホテルで民間事業者と酒食をともにしている。このことが、嬉野市政治倫理条例第 4 条第 1 号に抵触する。また、同条第 2 号にも一部抵触する。この 2 点について調査を行うよう請求している。

2 調査開始日

平成 31 年 1 月 9 日

嬉野市政治倫理審査会会長

資料 4

平成30年11月28日に提出された政治倫理基準に違反すると疑われる 調査請求書の内容整理

1 調査請求の対象者

嬉野市長 村上大祐

※ 調査請求書では、市職員も公務員倫理に違反するような記載があるが、この点については、当審査会での調査案件ではない。

2 政治倫理基準に違反すると疑いがあるとされる該当条文

政治倫理基準(政治倫理条例第4条)

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

3 調査請求者の主張

市長は、上記政治倫理条例第4条第1号に抵触し、同条第2号にも一部抵触する行為を行ったとして、調査を行うよう請求している。

4 疑いがあるとされる事案

| 疑いがあるとされる事象 |
|---|
| 市長は、平成30年7月9日の夜、市職員2名とともに東京都内の会員制リゾートホテル「東京ベイコート俱楽部」で民間事業者と酒食をともにしている。 |
| 請求者の主張 |
| 酒食をともにした民間業者は、市が計画している茶農家の「茶師」を題材にしたアニメ企画を進める関係者であり、政治倫理基準に違反するとしている。 「東京ベイコート俱楽部」を利用するには、会員の紹介が必要であり、会員は年会費等を負担しているので、金品の授受に当たるのではないか。 このホテルでの飲食は、利害関係者以外であっても通常一般の社交の程度を超えた供應接待にあたるのでないか。 |
| 調査すべき事項 |
| 市長の行為が嬉野市政治倫理条例第4条に規定する政治倫理基準に違反するかどうか調査を行う。 |

資料 5

平成30年11月28日に提出された政治倫理基準に違反すると疑われる
案件の説明会開催請求書の内容整理

1 説明会開催請求の対象者

嬉野市長 村上大祐

2 政治倫理基準に違反すると疑いがあるとされる該当条文

政治倫理基準(政治倫理条例第4条)

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

3 調査請求者の主張

市長は、市長は、上記政治倫理条例第4条第1号に抵触し、同条第2号にも一部抵触する行為を行ったとして、市民に対する説明会を開催するよう請求している。

4 疑いがあるとされる事案

| |
|---|
| 疑いがあるとされる事象 |
| 市長は、平成30年7月9日の夜、市職員2名とともに東京都内の会員制リゾートホテル「東京ベイコート俱楽部」で民間事業者と酒食をともにしている。 |
| 請求者の主張 |
| 酒食をともにした民間業者は、市が計画している茶農家の「茶師」を題材にしたアニメ企画を進める関係者であり、政治倫理基準に違反するとしている。 「東京ベイコート俱楽部」を利用するには、会員の紹介が必要であり、会員は年会費等を負担しているので、金品の授受に当たるのではないか。 このホテルでの飲食は、利害関係者以外であっても通常一般の社交の程度を超えた供應接待にあたるのではないか。 政治倫理基準に違反するならば、説明会を開催するよう求めている。 |
| 審査すべき事項 |
| 市長の行為が政治倫理基準に違反するかどうか審査し、説明会開催請求書が適当であるか否かの判断を行う。 |

代表請求者 [REDACTED] 外1名

被請求者 嬉野市長村上大祐

弁 明 書

平成31年1月4日

嬉野市政治倫理審査会会长 殿

〒843-0022

佐賀県武雄市武雄町大字武雄字竹下5663-2

みどり法律事務所（送達場所）

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏

TEL 0954-22-6331

FAX 0954-22-6332



平成30年11月28日付け調査請求書及び説明会開催請求書につき、下記のとおり、嬉野市長村上大祐（以下「被請求者」という。）の弁明を述べる。

第1 本案前の弁明

1 本請求が不適法（条例違反）であること

（1）代表請求者らに請求適格がないこと

本件において、請求代表者らはいずれも市議会議員（以下「議員」という。）であり、嬉野市政治倫理条例（以下「本条例」という。）8条1項及び11条1項の請求（以下併せて「本請求」という）の適格を有しない者らが行った請求として、不適法（条例違反）であり、却下されるべきである。理由は次のとおりである。

本条例は、市民による公職者統制・監視の手段であり、上記各条項の「有権者」とは、議員の身分を有しない「市民」（本条例1条）をいうのであり、市民の「受



託者」（同）として、自ら政治倫理を遵守し、違反行為があれば審査の対象となるべき立場の議員を含まないのは、自明である（本条例1条では、請求の主体と対象とが明確に区別されている。）（乙1「政治倫理条例のすべて」65頁、137頁）。

また、本条例8条1項及び11条1項の請求代表者とは、文理上、地方自治法74条1項等の「代表者」と同義と解すべきところ、同条項の代表者とは、「（条例制定又は改廃請求の）総括的主宰者であって、この代表者によって請求の手続きのすべてが進められる」者である（乙2「逐条地方自治法」第7次改訂版253頁）。

したがって、本請求は、委託者である「市民」の代表者自らが主宰者となって全ての手続きを履践しなければならない。

ところが、本件では、「市民」ではない議員が「代表請求人」と称し、自らの名を記載したビラを配布し（乙3の1、乙3の2）、署名を募集し、かつ各請求書に記名押印し、本請求に及んでいる。そうすると、本件では、請求適格を有しない者らが本手続きの全てを行ったということになる。したがって、本請求は、条例の定める手続きの過程に重大な瑕疵があるといわざるを得ず、いずれも不適法（条例違反）として却下されるべきである。同様に、請求適格を有しない者らが主催して行った署名募集行為も無効である。

そして、本件は、瑕疵が重大であることに加え、請求代表者が議員のみで他に存在しないため、交替等による補正は許されない。

これは、請求者側において、適切な専門家に助言を仰ぐ等、僅かの注意や解釈の努力をすれば誤ることはなかったはずである。

この杜撰な手続きにより、市政の混乱を招いた責任は測り知れない。

（2）議員の職責

そもそも、議員は、議会の場において、職務上有する権限を行使して、市政の問題点を糾すのがその責務であり、請求代表者として本請求を行う適格もなけれ

ば、その必要性も存しない。にもかかわらず、本件で請求代表者である議員らが自ら主宰し、本条例の手続きを敢えて利用するのは、同議員らにおいて、本請求が政治目的を有するからに他ならず、濫訴の誹りは免れない。

2 説明会の開催は適当ではないこと

請求代表者らは、本条例 11 条 1 項所定の説明会開催請求を行っているが、本件において説明会の開催は不適当であり、開催すべきではない。理由は、次のとおりである。

他の自治体の政治倫理条例においては、説明会の開催を、問責制度として位置づけており、公職者が職務関連犯罪を犯し、逮捕・起訴乃至有罪判決を受けた場合に限定している例が多い（乙 4 「政治倫理条例のすべて」 68 頁以下、乙 5 の 1 乃至 3）。

これは、説明会の開催が、公職者にとっては、政治的ダメージが著しい一方、反対派による政治目的による濫用の危険が高いからである。

本条例も、調査請求の場合とは異なり（同 8 条及び 9 条参照）、説明会の開催には、①開催の請求、②審査会の付託、③審査会による適否の審査が必要とされており（同 11 条 1 項乃至 5 項）、より慎重な手続を定めている。

そうすると、本条例 11 条 3 項の「当該請求が適当」な場合は、同 1 条に規定のある「その地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることがあった」ことが証拠上明白な場合など、悪質な場合に限定して適用すべきである。

本件においては、後記第 2 のとおり、平成 30 年 7 月 9 日の会食（以下「本件会食」という。）において、被請求者は、利害関係者から供應を受けたという事実もなく、また、社会的儀礼の範囲を超えた過分な供應を受けたという事実もない。そして、影響力行使の事実やその認識もなく、また団体目的もないのに、「その地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることがあった」とはいえない。

よって、本件において、説明会の開催は不適当であり、開催すべきではない。

第2 本案の弁明

1 認否・反論

本件で、調査請求書と説明会開催請求書は、タイトルだけを変えて一方を他方に複写・貼付したものに過ぎず、その内容は全く同一であるから、以下の認否・反論も双方共通のものとする。

(1) 「2疑義の内容」について

ア「村上市長は…酒食をともにした。」

アニメ制作を企画する関係者から招待を受けたとの主張は、否認する。

被請求者は、本件会食の主催者から直接招待を受けたわけではない。

被請求者は、平成30年7月9日、神奈川県海老名市の「セグウェイジャパン」の試乗体験施設を視察した後、宿泊先への移動の車中、市職員[]氏、同[]氏から連絡が入り、在京の嬉野市出身者らが参加する懇親会に出席する予定であるから、市長も参加しないかと誘われ、飛び入りで参加することとなった。そのため、主催者側の参加者予定者のリストには被請求者の名は挙がっていない。

また、後記のとおり、本件会食当時、ライングループにおいて、アニメ制作に係る具体性のある企画は何ら検討されていない。したがって、会食の主催者らが「アニメ製作を企画する関係者」とは言いがたい。

被請求者が、同日、主催者らと東京ベイコート倶楽部で酒食をともにしたことは認める。但し、被請求者は、主催者らがアニメ制作を企画しているとの説明は受けておらず、その認識すらなかった。

イ「政治倫理条例第4条(1)…に抵触する。」

争う。

なお、本条例4条1項は、その体裁が抽象的かつ包括的であることから明かなとおり、訓示規定であり、審査会が倫理基準違反を認定するための具体的な根拠規定は、原則として2項以下による。

本条項を根拠に、調査・審査を行うことは可能ではあるものの、同項のみを根拠に倫理基準違反を認定するには、規範として抽象的に過ぎるため、本条例1条の「その地位による影響力を不正に行使し、自己の利益を図ることがあった」といえる場合に限定される。

ウ「同（2）…にも一部抵触する。」

争う。

被請求者は、本件会食において、その地位を利用して金品を受けたという事実もなければ、そのような認識もない。詳細は、後述する。

エ「市長は…一切行っていない。」

後記のとおり、被請求者の行為には、何ら倫理基準違反はないのであるからSNS上の説明で十分である。

（2）「3 被請求者の反論」について

ア「村上市長…「東京ベイコート倶楽部」で酒食をともにした。」

認める。

但し、主催者らが具体的計画性をもって、市に対し予算を伴うようなアニメ制作を企画しているとは言い難いし、被請求者にもそのような認識はない。

イ「会食の様子は…両氏はそのまま宿泊した。」

会食の様子が、本件会食の参加者により撮影され、ライングループ内で共有されたことは認める。

グループのメンバーの1人が、請求者側に写真をリークした。

被請求者の撮影時の格好は、撮影者から促され、戯れに応じたものである。

ウ「この会食では、…宿泊するにはルームチャージが必要となる。」

特に争わない。

なお、「[REDACTED]」との記載があるが、「[REDACTED]」の誤記である。

エ「アニメ企画を発案したのは…[REDACTED]室長らと共有した。」

[REDACTED]氏と[REDACTED]氏、[REDACTED]氏の交友関係については争わない。

〔**氏**の嬉野訪問についても争わないが、これはアニメ制作とは関係がない仲間内の旅行である。

グループメンバーらのライン上のやり取り、その他資料の存否については不知。

メンバーによるライン上のやり取りは、一見して分かるとおり、雑談の域を超えておらず、アニメ制作についての具体的で真摯な話し合いは一切なされていないことが分かる。

また、「茶師プロジェクト MTG 議事録」の内容を見ても、構想段階における意見交換、情報交換に過ぎず、見積書やその作成の基礎となるような費用の算定等もなされていないことからすると、市に対し予算を伴うような提案ができる程度まで計画が具体化していたとは言い難い。

オ「また、6月に…プレゼン資料も送付されている。」

不知。

「茶師プロジェクト」のプレゼンテーション用と思われる資料についても、アニメ制作に係る具体的な内容は何ら記載されておらず、また、同資料が嬉野市に対し提案された事実さえなく、内部的資料に過ぎない。

カ「〔**氏**さんらが…負担した。」

不知。

なお、〔**氏**によると、4月の嬉野市訪問の際の旅費、宿泊費、飲食費等の会費は全て参加者自身が負担している。

ただ、一旦〔**氏**が立て替え、〔**氏**が参加者から会費を集め、〔**氏**に預け、〔**氏**から〔**氏**に振り込まれたとのことである。

キ「6月には…繰り返し発言したという複数の証言がある」

否認する。

そもそも、「茶師プロジェクト」ライングループは、〔**氏**が企画した嬉野ツアードに参加したメンバーを主体に、嬉野市滞在中の平成30年4月22日

に始まっているが、開始から 2 ヶ月を経ない同年 6 月の時点で、市に対し予算の提案が可能な程度にまで計画が具体化していたとは考えがたい。また、メンバーにおいても、アニメ制作の話は、嬉野ツアー中、遊び半分で始まった仲間だけの企画との認識に過ぎず、その実現に向けて真摯な検討は行っていない。

したがって、実現可能性も不確かな構想段階の企画に対し、市職員から予算の話が出るはずがない

また、[] 氏には、アニメ制作につき市の予算を左右できるような権限はない。

ク「7 月 9 日の東京ベイコート倶楽部での会食・宿泊は…アニメ企画の打ち合わせを行うというのが目的で村上市長も参加した」

否認する。

本件会食は、アニメ企画とは関係のない前記嬉野ツアーのメンバーらを主体とする仲間の懇親会である。

仮に、アニメ企画の打ち合わせが目的であれば、必ずグループ内において、その旨の伝達が行われているはずであるが、ライン上、そのようなやり取りは一切見られず、主催者である [] 氏から「部屋飲み」「懇親会」を行うとの呼びかけがなされているに過ぎない。

なお、本件会食に至る経緯は次のとおりである。

平成 30 年 4 月頃、[] 氏が [] 氏ら在京の仲間を誘い、同月 21 日から 23 日までの日程で、自身の出身地である嬉野市ツアーを企画した。当初、[] 氏の友人であった嬉野創生機構の [] 氏が市内を案内する予定であったが、急遽参加できなくなつたため、[] 氏と交流のあった市職員の [] 氏と [] 氏が代わりにメンバーを案内することとなつた。これは、市の業務とは全く無関係の私的な交流である。

同年 7 月頃、[] 氏と [] 氏が出張のため上京するとの連絡が入つたため、

〔氏ら嬉野ツアーのメンバーが、案内をしてくれたお礼を兼ねて、〔氏らとの懇親会を企画した。会食には、ツアーのメンバーの他、〔氏の友人も多数招待されていた。参加予定者は、被請求者を除き、13名であった。被請求者は、もともと参加の予定はなく、当日になって、〔氏から誘われ飛び入りで参加している。

ケ「一連の経緯を踏まえるならば…疑う余地はない。」

否認ないし争う。

理由は、次のとおりである。

(ア) 利害関係者ではないこと

前記のとおり、本件会食の参加者らは、平成30年4月に企画された嬉野ツアーのメンバーと〔氏の友人らであり、本件会食は、案内役を引き受けてくれた〔氏らが上京したことに伴い企画されたツアー仲間の懇親会である。

そのため、本件会食に先立ち、ライン上でもアニメ制作に係る打ち合わせを行う旨の申し合わせ等は一切なされておらず、「部屋飲み」「懇親会」を行う旨の呼びかけがなされているに過ぎない。

そして、もともと、被請求者の参加は予定されていなかったのであるから(ライン上の参加者リストに被請求者の名は挙がっていない)、被請求者に対し提案を行うという目的など初めからなかったはずである。

また、同メンバーにおいて、初めてアニメ制作に係る話が出たのは、平成30年4月22日の嬉野旅行中のことである。その後、同年5月31日に一度「茶師プロジェクトM T G議事録」と題する書面が作成されているようだが、全く具体性がなく、かつ、ライン上でのやり取りもメンバーの雑談が殆どであり、アニメ制作に係る具体的なやり取りは一切なされておらず、その実現に向けて真摯な検討がなされていた形跡は窺われない。

そもそも、〔氏や〔氏によると、アニメ制作の話は、嬉野滞在中、仲間内で話が盛り上がり、出てきたもので、将来の実現可能性はおくとしても、少

なくとも本件会食当時は、真摯に検討すべき対象ではなく、ツアーチームだけの遊び半分の企画に過ぎない。

常識的に考えても、最初に話が出てから僅か2ヶ月程度しか経過しておらず、見積書の算定基礎となる資料さえ作成されていない段階で、市に対し具体的な提案を行うような状況にはなかったことは明らかである。

つまり、本件会食の参加者らは、嬉野ツアーチームの同好会メンバーであり、市に対し、予算の支出を伴う委託契約の締結や企画提案ができるような実態もなければ具体的な意図もないものであるから、「利害関係者」とはいえない。

また、本件会食では、被請求者が同日に視察をしたセグウェイや参加者の職業の話題が中心であり、アニメ制作の話は話題にも上っておらず、アニメの企画提案などはなされていない。

そして、本件会食の前後にも、その参加者らから、市に対し、アニメ制作に係る提案等は一切行われていない。

そのため、被請求者においても、参加者らが市に対し予算の支出を伴うようなアニメ制作を企画しているとの認識は全くなかった。

(イ) 社会的儀礼の範囲を超える供應を受けていないこと

本件会食に先立ち、[REDACTED] 氏は、ライン上で懇親会は「部屋飲み」なので、各自、酒、飲み物、つまみを持ち寄るよう呼びかけている。

被請求者も、[REDACTED] 氏から、視察後の移動中に、お台場のホテルでの「部屋飲み」で飲食物は各自持ち寄りの懇親会があるから、参加しないかと誘われた。その時点でホテルの名称、ランク等の詳しい情報は知らされていなかった。

その後、東京ベイコート俱乐部の名称を知られ、自らタブレット端末で検索し、1人で電車に乗りホテルに到着した。到着後、初めて会場がホテルの一室であること、比較的ランクの高いホテルであることを認識した。

午後7時頃、会場に入ると、参加者各自が持ち寄った酒類、つまみの他、主催者が注文したと思われるルームサービスがテーブル上に並べられてあった。

被請求者は、予め視察先に配布するために持参していた嬉野茶5、6点を参加の対価として提供した。持参した嬉野茶は、自ら購入したものが2、3点、嬉野市内の販売店や工場からPR用としてもらったものが2、3点である。

参加者は、全員で11名であり、各自、ペットボトルのお茶、ワイン、シャンパン、日本酒、ビール、酎ハイ等を持ち寄っていた。被請求者は、参加者に對し、嬉野茶を手渡し、参加者が持ち寄った酒類を口にしたが、[REDACTED]氏が注文したオードブルには殆ど手を付けていない。

そして、入浴や宿泊をすることなく、午後11時にはホテルを退去している。

なお、[REDACTED]氏は、東京ベイコート倶楽部の共有持分権を1710万円で購入しており、これを別荘や仕事場として利用している。

[REDACTED]氏は、当日、部屋代4万3200円、オードブル1点3万1050円を2点、計10万5300円を本件会食のために負担した。結局、参加者は全員で11名だったので、一人あたりの受益は9527円程度であり、被請求者が持参した嬉野茶の対価を参酌すると過分な供応を受けたわけではないことは明らかである。

【計算式】 $4万3200円 + 3万1050円 \times 2点 \div 11名 = 9527円$

なお、請求者らは、会場のホテルが会員制であり、会員の紹介がなければ立ち入ることができない豪華なホテルであるから、社会的儀礼の範囲を逸脱した供応を受けた旨主張するが、前記のとおり、同ホテルは、[REDACTED]氏の所有物件であり、部屋代4万3200円の他、利用に伴う費用負担が別途発生するわけでもなく、かつ、被請求者の滞在時間が僅か4時間程度に過ぎないことからすると、被請求者がホテル利用により受けた利益は大きいとは言い難く、会場が自宅である場合と何ら異ならないものといえる。

2 結語

前記のとおり、本件会食の主催者らは、利害関係者ではなく、また、被請求者は、その地位による影響力を不正に行使して、[REDACTED]氏から社会的儀礼の範囲を逸

脱した過分な供応を受けた事実もない。よって、被請求者には何ら倫理基準違反はない。このことは、請求者らにおいて、グループメンバーらのライン上のやり取りや作成された資料の具体性の欠如、同資料が外部に表示された形跡がないことから、容易に推測できたことである。にもかかわらず、本請求に及んだことは、事実の調査と理解が杜撰としかいいようがない。

なお、被請求者は、市民の代表者による適正な手続に則り請求され、開催される審査会の調査・審査に対しては、真摯に対応し、倫理基準違反がないことを弁明する意思があるが、本請求は、前記のとおり、請求代表者適格を欠く者らが行った条例違反の請求である。よって、審査会の委員においては、まずこの点を明らかにされた上で、本案につき審査されたい。

以上

請求代表者 [REDACTED] 外1名

被請求者 嬉野市長村上大祐

字句の訂正

平成31年1月4日

嬉野市政治倫理審査会会長 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



平成31年1月4日付け弁明書及び証拠説明書につき、下記のとおり、字句の訂正を致します。

記

1. 弁明書 1頁1行目

「代表請求者」を「請求代表者」に訂正する。

2. 弁明書 1頁16行目

「代表請求者」を「請求代表者」に訂正する。

3. 弁明書 2頁17行目

「主催」を「主宰」に訂正する。

4. 証拠説明書 1頁1行目

「代表請求者」を「請求代表者」に訂正する。

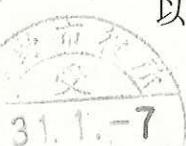
5. 証拠説明書 2頁乙第3号証の1、作成者

「代表請求者」を「請求代表者」に訂正する。

6. 証拠説明書 2頁乙第3号証の2、作成者

「代表請求者」を「請求代表者」に訂正する。

以上



代表請求者 [REDACTED] 外1名

被請求者 嬉野市長村上大祐

証拠説明書

平成31年1月4日

嬉野市政治倫理審査会会長 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 | 立証趣旨 | 備考 |
|-----------|------------------|------------------------|-------|---|----|
| 乙第1号 証 | 政治倫理条例 のすべて | 写 H28.10.20 初版発行 | 斎藤文男 | 市議会議員には 政治審査条例上の 請求適格がないこ と | |
| 乙第2号 証 | 逐条地方自治 法 | 写 H13.10.10 初版発行 | 松本英昭 | 請求代表者の法 的位置づけ（請求 手続の総括的主宰 者であって、その 代表者によって、 請求の全てが進め られること） | |

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 | 立証趣旨 | 備考 |
|-------------|-------------------------------------|------------------------|---------------------|--|----|
| 乙第3号 証の1 | 政治倫理審査 会調査請求署 名のお願い | 写 H30.11月 | 代表請求者 [REDACTED] | 市議会議員らが 代表請求人と称し て、署名募集行為 を行ったこと | |
| 乙第3号 証の2 | 政治倫理条例 に基づく説明 会開催請求署 名のお願い | 写 H30.11月 | 代表請求者 [REDACTED] | 同上 | |
| 乙第4号 証 | 政治倫理条例 のすべて | 写 H28.10.20 初版発行 | 斎藤文男 | 説明会の開催の 条例上の位置づけ (職務関連犯罪を 犯した場合の問責 制度) | |
| 乙第5号 証の1 | 唐津市長等の 政治倫理に關 する条例 | 写 H27.9.25 | 唐津市 | 唐津市政治倫理 条例における説明 会の位置づけ | |
| 乙第5号 証の2 | 福岡市長の政 治倫理に關す る条例 | 写 H10.10.5 | 福岡市 | 福岡市政治倫理 条例における説明 会の位置づけ | |

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 | 立証趣旨 | 備考 |
|----------------|------------------|--|--------------|-------|--------------------------------|----|
| 乙第 5 号 証の 3 | 久留米市政治 倫理条例 | | 写 H3.2.15 | 久留米市 | 久留米市政治倫 理条例における説 明会の位置づけ | |

政治倫理条例の すべて

クリーンな地方政治のために

斎藤 文男

九州大学名誉教授
政治倫理・九州ネットワーク代表

公人の友社

りません。そして、審査會が公表するに付けて、違反者に社会的制裁を科します。あるいは、審査會が必要とするときには、違反者に対する措置(処分)を議員についての議事に、首長等についての議事に報告するに付けてもいます。首長または議会は、審査會の勧告を尊重して、違反者に対し懲戒処分や懲罰処分を科することになります。

この手順を踏むのは、審査會に処分権がないからです。処分権は、首長等については首長が、議員については議会がもつておられます。だから、首長・議会は、審査會の勧告を「尊重」して、必要な措置をとるべき旨を条例に明記しておく必要があります。

7 住民の調査請求権

住民の調査請求権は、政治倫理条例の遵守を住民自身がテコツクする権利です。すでに述べたとおり、この条例は住民の「知る権利」を制度化し、地方政治に対する住民の民主的な統制手段を保障するもののです。調査請求権はその手段にはなりません。

審査會は、住民の調査請求があつて調査・審査を開始します。だから、調査請求権は審査會を作動させる押しボタンです。ボタンを押すのは住民です。もし住民の調査請求権がなければ審

査會は機器です、条例違反が対象にはしません、審査會は「床の間の置物」となります。

(1) 請求権者

調査請求権者は住民において、首長等・議員は含めません。調査請求権は住民統制・住民監視の手段ですから、条例違反を審査される側の議員に調査請求権がないのは自明の理です。もし条例違反の疑いがあるれば、議員は議員としての権限を行使して議会で疑惑の解明に当たり、その責任を追及するべきなのです。たゞしかし、議会で質問をして事情を聴取し、百科委員会を設置して責任を追及し、必要があれば懲罰処分や刑事告訴をするにかかるのです。

条例のなかには、議員にも調査請求権を認め、一定数から一定比率の議員の申立てによるて審査會が調査・審査を行つましくしてある例がありますが、これは立法法の謎です。審査會を議会の特別委員会と混同し、調査の是非を議会の意向に従わせるための略語があるのです。また実際に、議員の調査請求の有無で審査會が開かれたり開かれないたりすれば、審査會は政争の具に堕すやそれがあります。

(2) 請求の事由

住民は、①賃貸業者に疑惑があるとき、②政治倫理規律に違反する疑惑があるとき、③詐欺契約の疑惑や指定管理者の指定の禁止に違反する疑惑があるとき、④その他この条例違反の

Q 38 議員も「住民」ですか? 調査請求ができるのでしょうか?

A 議員に調査請求権はありません。

この条例が「目的規定で、地方政治が住民の「信託」によるものであり、首長等・議員はその「受託者」として、住民の信託に応えるべくお詫びをせぬてこなす。政治倫理を確立すべきだのはこれらの公職者です。だから、その違反を調査請求できるのは、地方政治の「信託者」たる住民であつて「受託者」たる議員ではありません。それは、条例の立法目的・構造から明らかです。

議員には議員の権限と責任があります。議員が古い疑惑の実態を調査し、議会で質問し、百条委員会を設置するなどして条例違反の責任を追及する権限があります。しかし実際には、議会がその責任を取れないと、真相が間に隠されたりする可能性があります。だからこそ、主権者・住民が調査請求権を持つ必要があるのです。

新版

逐条地方自治法

第7次改訂版

松本英昭著

學陽書房

概に沿うては、請求化表と証明書の交付を受けた代表者等が自ら署名捺印を併成し、代表者又はその責任を受けた者が個々の有権者を回つて所定の期間内に署名を捺印せしめられ、住民の自主性に多くを数えた選舉制度といつてよい。其選舉名前制によつて、選舉投票券が自付封に印字を以て選舉管理委員会が事後封じての複数封緘を施行する。ハハ選舉の基本的特徴も此選舉形態に現れる。

代謝増殖の程度を示すやうにしたがつては心臓の機能その他の肺田による記録から肺田によつて心臓に感づられる(10)。心臓は心臓その他の肺田には、文字の読みながらも、自覚能力又はそれと並んで肺田による記録能のないすべての機能をもつてゐる。

代議員名前及び氏名に於ける実際の選舉権を有する者に付けて署名を記入して如何なるかは別途立つて置かれていたものとされ、その旨の原寸で市町村の選舉権を有する者に限つて認められる。これは、選舉権を有する者が市町村選舉管理委員会(把總是市は区選舉管理委員会(以下省略)又は市町村選舉管理委員会(以下簡称)に於ける選舉権を用いて投票する場合における原則として記載してある。令九八(明治三十二年四月一日)「三十回目より下細則同のからり即ちの次句が未便であるには清該選舉管理委員会監督や本人確認等を行ふ際によつてて格ノリムが改換替り端末上へ、やうやくは方當れどいしる細則の投票用紙上やねほんに不備な事務から漏れぬればかのじゆ。が故に、請求の代議員及び請求代議員の姓氏を取てて複数を記載する旨については、本人の複数に掛りかねる「代議員名の複数」が行われるに付しむる事とされ、代議員にはなり得るる人間が二つ(複数)。此如の場合は署名記入欄に記入した本人の氏名は、本来、概念的には「記號」又「脚印」又が御名を記載する事のものであるが、本条に於けるは「脚印」ハシガナリム(複数)。第十四回の四の署名選舉権等による開票が可能となり得ること。然るに、脚印勘定の本人の氏名等だけを書かれた方法を以つた場合、代議員の脚印と本來の本物による署名や外様上区別不可能であり、したがて代議員の署名の複数が行われてしまつては該組が不可能であるから、代議員の脚印を本物と見らかにして、選舉管理委員会が複数の複数についての真偽を明らかにしてやうとするが、此如の掛者を自らの氏名等と署名等に捺印せしむれば(の。第九、開票結果を算出する際)。

なが、署名等には、署名年月日、住所、生年月日等の記載欄があるが、これらは本人が自書しなくては署名の効力には影響はないものとされてゐる(前掲、昭17年11月13日新潟地裁、昭18年11月11日同上)。

（前略）
（本件は、前回の報告書に記載した事項を追加するものである。）

(2) 条例制定権は改選請求代表者による請求　条例制定権は改選請求代表者とは、条例制定権は改選請求の総括的主導者について、この代表者によって、請求の手続のすべてが進められるものである。請求代表者は、選舉権を有する者であり、またその数は一人である（前項第一項第一号第一項及び第二項並びに第三項並びに第五項並びに第六項並びに第七項並びに第八項）。団体の一議員の公務員は、団体公務員法第二百一一条第一項（人事院規則一百四一）の規定により、直接請求代表者となりしりと禁止されており、地方公共団体の一議員の公務員については地方公務員法第三十一条第一項に該当する場合があり得る。しかしながら、この政治的行為の制限はこれらの公務員に禁止を命じる。

五条一項の規定じく公職選挙法の選舉の規定を適用して代理投票を実施して、公職選挙法の公職の候補者を解散又は解職の請求代表者に読み替えて請求代表者の資格について適用するに至りましたから、國又は地方公共団体の公務員等は、原則として、解散又は解職の請求代表者じみたりじがたまらぬれていたのであるや、ハリハリにひいて最高裁判所は、自治法八十五条一項に基づく政令の定めじて許された範囲を超えたものにして、無効と認するのが標準になりました（最高裁判平11・11・18）。ハリの最高裁判所の判決を受けて平成二十三年四月に成立した地方自治法の改正によつて本条の第六項から第八項を改正後の第七項から第九項として、第六項として直接請求代表者の資格制限の規定を設け、ハリ直にひいては請求代表者に係る地方公共団体の選舉管理委員会の委員又は職員（その名前だけを制限す）に付した（改正後の四。第七六条〔選舉〕三〔參照〕）。また、改正前に付しては、選舉人名簿に登録されてゐる者たゞで公職選挙又は政治資金規正法により選挙権及び被選挙権を有しない者（失権者）については、投票を伴う直接請求水において公職選挙法第八十九条第一項の規定が適用されなかつた（自治令10ハの選舉）；直接請求代表者じみたりじがたまらぬれていた。また、公職選挙法第十八条の規定に付すも選舉人名簿から抹消された者（死亡若しくは国籍喪失、転出後四箇月経過又は謫職に該当して抹消された者）については、投票を伴う直接請求水の投票を伴わない直接請求水に付し、運用に付して直接請求代表者の資格が制限されていた。そして、上記以外の転出者及び投票を伴わない直接請求の失権者については、直接請求代表者の資格の制限はされていなかつた。上記の最高裁判所の判決により投票を伴う直接請求の請求代表者の公職選挙法の規定を適用するに付しては無効とされたから、公職選挙法第十八条の規定による選舉人名簿の登録が行われた日（本条第五項参照）以降の事実の変動に沿つて請求代表者の資格の制限じみたりじつて即刻に規定するに付された。

改正後の第六項第一号は、公職選挙法第十七条第一項の規定により選舉人名簿に、選挙権を有しなくなつた者が表示されている者（失権者）及び当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた者が表示されている者（転出者）。ただし、都道府県に係る請求にあつては、同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、当該他の市町村の区域内に住所を有してしまふを除く⁹⁾が、直接請求代表者じみたりじがたまらぬれどある。また、第一号は、公職選挙法第十八条の規定により選舉人名簿から抹消された者であり、該洲から転出した同条各号に掲げられた者である。

請求代表者が一人以上ある場合に付して、その一部の請求代表者が平成二十三年四月に成立した地方自治法の改正後の本条第六項各号の請求代表者の資格制限の規定のじすれかの規定に該当するに至つたれば、他の請求代表者は、当該証明書を添付して、当該証明書を交付した普通地方公共団体の長に届け出し、当該証明書に請求代表者変更の記載を受けなければならぬ（平成二十三年改正後の令九一〇）。また、市町村の選挙管理委員会は、請求代表者証明書の交付を受けた請求代表者が改正後の本条第六項各号の請求代表者の資格制限の規定のじすれかに該当するに付したときは、直ちにその旨を当該証明書を交付した普通地方公共団体の長に通知しなければならない（平成二十三年改正後の令九一〇）。

数人による代表者の一人が途中で代表者じみたりじがたまらぬられたるやうやうが、その場合には、他の請求代表者を通じて当該普通地方公共団体の長に請求の申出をしたりじがたまらぬればならない（行政 四三・七・一〇）。請求代表者が数人ある場合に付すれば該時の合意により如何に亦かに付すが、他の請求代表者が回復せなければ該当するに付すが、でもならぬいふらうべやうである。請求代表者の一人が該当した場合は、普通地方公共団体の長は、速やかに請求代表者証明書を交付せしめ、何月何日代表者証明書が該当した旨を明確にすす前止をやつしりに付すもの旨を告示する取扱いをすればよい（行政 四三・六・一四）のは、請求代表者証明書の性質上当然であるのみならず、請求代表者が誰であつてかは、署名収集その他直接請求の能否に影響を及ぼし得るからである。

請求代表者証明書を交付した普通地方公共団体の長は、請求代表者が一人以上ある場合に付してその一部の請求代表者が平成二十三年四月に成立した改正後の本条第六項各号の資格制限の規定のじすれかに該当するに至つたときの届出又は市町村の選挙管理委員会が請求代表者証明書の交付を受けた請求代表者が平成二十三年四月に成立した改正後の本条第六項各号の資格制限の規定に該当するに付したときの連絡を受けるに付すものに付すが、直ちにその旨を告示しなければならぬ（平成二十三年改正後の令九一〇）。

四 条例の制定又は改廃の請求（条例の制定又は改廃の請求の実態）

(一) 条例の制定又は改廃 条例の制定とは、既に当該普通地方公共団体に請求じみたりじがたまらぬ内容を規定する条例が存在するに付

◆ 政治倫理審査会 調査請求 署名のお願い ◆

嬉野市政治倫理条例第8条の規定に基づき、嬉野市政治倫理審査会への調査請求を行います。公務員は貴重な税金により事業を行っており、公共の利益増進を目指して常に公正な職務執行が求められています。このため、利害関係者から接待を受けることはかたく禁止されています。接待により公正であるべき業務が歪められているのではないかとの不信が払拭されないまま、嬉野市の事業が遂行されることはあるとはならないと考えます。

今回の調査請求は、下記の疑義に対する審査を政治倫理審査会に求めるものです。

有権者の皆様の署名がなければ調査請求ができませんので、趣旨にご賛同いただき、署名にご協力くださいますようお願い申し上げます。

【疑義の概要】

平成30年7月9日、市長および市職員＝市建設・新幹線課まちづくり推進室長（当時）、同室主査＝は、嬉野市に対し企画提案を行っている事業者（利害関係者）に招待され、会員制ホテル「東京ベイコート俱乐部（売り出し時の会員権価格税抜き2000万円）」にて酒食をともにした。食事代（酒代はそのほとんどを）は利害関係者側が負担し、市職員は利害関係者の負担でそのホテルに宿泊した。当該事業は公務員倫理規程で禁じられた「利害関係者からの供應接待及び宿泊の提供」に該当する。市長は自身のFacebookで「市業務と関係のない会食で『応分の負担』をしており問題ない」と主張しているが、根拠が示されておらず市民への公式説明もない。適正な処分がなされているとは言えず、嬉野市政治倫理条例第4条(1)「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」に抵触する。市長は市民の信頼に値する高い倫理義務を負い、疑惑を持たれた場合には自発的に説明する責任がある。

【注】1人2枚（調査と説明会開催請求用）の署名用紙があります

- ① 1世帯に1枚（希望があれば1人1枚）の用紙を使用し、署名していただく方の個人情報の取り扱いに十分留意してください。（誰が署名し、誰が署名しなかったなどは絶対に口外しない！）署名していただいた用紙は封筒に入れると、外部から確認できないように適切に管理してください。他の方に署名をお願いする際もご留意ください。
- ② 署名の強要はしないでください。きちんとした説明をした上で、趣旨にご賛同いただいた方に署名をお願いしてください。疑義の内容に対する問い合わせは請求代表者までお願いします。
- ③ 署名いただいた用紙は、封筒に入れ中身を見られないよう封をするなどして、確実に請求代表者に送付されるように、お願いいいたします。（連絡いただければ受け取りに伺います！）

| | |
|-------|--|
| 請求代表者 | |
| 電話 | |

◆ 政治倫理条例に基づく説明会開催請求 署名のお願い ◆

嬉野市政治倫理条例第11条の規定に基づく市長説明会の開催を請求いたします。公務員は貴重な税金により事業を行っており、公共の利益増進を目指して常に公正な職務執行が求められています。このため、利害関係者から接待を受けることはかたく禁止されています。接待により公正であるべき業務が歪められているのではないかとの不信が払拭されないまま、嬉野市の事業が遂行されることはあるとはならないと考えます。

今回の説明会開催請求は、下記の疑惑に関する説明を市長に求めるものです。

有権者の皆様の署名がなければ請求ができませんので、趣旨にご賛同いただき、署名にご協力くださいますようお願い申し上げます。

【疑惑の概要】

平成30年7月9日、市長および市職員=市建設・新幹線諂ひづくり推進室長(当時)、同室主査=は、嬉野市に対し企画提案を行っている事業者(利害関係者)に招待され、会員制ホテル「東京ベイコート俱乐部(売り出し時の会員権価格税込2000万円)」にて酒食をともにした。食事代(宿泊代はその辺りとんがな)は利害関係者側が負担し、市職員は利害関係者の負担でそのホテルに宿泊した。当該事業は公務員倫理規程で禁じられた「利害関係者からの供應接待及び宿泊の提供」に該当する。市長は自身のFacebookで「市業務と関係のない会食で『応分の負担』をしており問題ない」と主張しているが、根拠が示されておらず市民への公式説明もない。適正な処分がなされているとは言えず、嬉野市政治倫理条例第4条(1)「住民全体の代表者として品位と名譽を損なうような一切の行為を慎み、その職務に因して不正の報酬を持たれるおそれのある行為をしないこと」に抵触する。市長は市民の信頼に値する高い倫理義務を負い、報酬を持たれた場合には自発的に説明する責任がある。

【注】1人2枚（調査と説明会開催請求用）の署名用紙があります

- ① 1世帯に1枚（希望があれば1人1枚）の用紙を使用し、署名していく方の個人情報の取り扱いに十分留意してください。（誰が署名し、誰が署名しなかったなどは絶対に口外しない）署名していただいた用紙は封筒に入れるなど、外部から確認できないように適切に管理してください。他の方に署名をお願いする際もご留意ください。
- ② 署名の強要はしないでください。きちんとした説明をした上で、趣旨にご賛同いただいた方に署名をお願いしてください。疑惑の内容に対する問い合わせは請求代表者までお願いします。
- ③ 署名いただいた用紙は、封筒に入れ中身を見られないよう封をするなどして、確実に請求代表者に送付されるように、お願いいたします。連絡いただければ受け取りに伺います。

| | |
|-------|--|
| 請求代表者 |  |
| 電話 |  |

政治倫理条例の すべて

クリーンな地方政治のために

斎藤 文男

九州大学名誉教授
政治倫理・九州ネットワーク代表

公人の友社

8 問責制度

政治倫理規準や請負辞退・指定禁止、資産公開が政治腐敗の一般予防策であるのに対して、問責制度は、起きてしまった不祥事に事後的に個別的に対処するための仕組みといふことがであります。この制度は、政治倫理条例第一号の堺市条例が収賄で有罪判決の確定した議員の居座りをもつかけに制定された経緯もあって、当初から政治倫理条例の梁のひとつとなっていました。

問責制度の目的は、犯罪容疑で逮捕・起訴された首長等・議員に「説明会」を開かせ、証明の機会を与えるとともに、住民が直接その道義的・政治的責任を追及する場を保障することになります。当初、問責事由は、贈収賄罪の容疑に限られていましたが、いまでは職務関連犯罪や刑事犯一般とする条例が増えています。また、説明会の開催の時期についても、一番有罪の判決を待たず、起訴や逮捕の時点で開くといふのが通例です。

説明会は本来、疑惑を受けた首長等・議員が、自らすんで住民に証明するための場です。しかし、説明会が開かれたらしくなれば、住民は一定数の連署でその賄賂を請求するといふ形であります。

す。刑事案件の司法判断とは別に、刑事案件の被疑者や被告人が住民を代表する公職にいることの政治倫理責任を問い合わせる必要があるからです。

(1) 問責事由

問責事由、つまり説明会開催の理由となる容疑は、「職務関連犯罪」とするのが通例でした。職務関連犯罪には、刑法の収賄罪、贈賄罪、職権濫用罪や、あつせん利得処罰法のあつせん利得罪（いずれも公務員の身分犯）のほか、職権や地位を利用した詐欺罪、横領罪、脅迫罪、わいせつ罪なども含まれます。

しかし最近では、問責事由を職務関連犯罪に限らず、刑事犯一般とする例が増えてきました。刑事訴追を受ける者が公職者にいるかしていないかが問いかだからです。政治倫理規準も、「住民全體の代表者として品位と名誉を擡がうといふな一切の行為を慎み」「住民全體の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め」る、と定めていました。したがって、職務との関連の有無を問わず、広く刑事犯一般を問責事由とするほうが、この条例の立法目的に合致するといえます。

(2) 遣拂後の説明会

刑事犯の容疑で首長等・議員が逮捕され、引き続いたその職にいるかいないかは、当人の申し出により説明会を開き、証明する機会を保障してします。条例は、これら公職者が「住

民の信頼に傷するの倫理性を自覚し、住民は決して自分たちの高潔性を明らかにしなければなりません」す、「政治倫理に対する事実がねじひの疑惑を持たれたときは、高い清い態度をもつて疑惑の解明に当たるといふかに、その責任を明らかにしなければいけないから」と定めてあります。逮捕後の説明会について、条例は被疑者自身がその「開催を求めるべきがでもある」と定め、当人の申し出に沿うことを原則としているのがそのためです。

しかし、もし説明会が開かれなければ、住民は一連署で、その開催を請求する必要があります。連署を要件とするのは、説明会が恣意的に開かれ、政争の具に利用されるのを防ぐためです。その趣旨からすれば、自治体の趣向にむづらますが、測驗はねじねじ五〇人以上とするのが妥当で、有権者の何十分の一以上もいたためには避けようがありません。これでは、署名集めの期間が短いこともあり、説明会の開催は事实上、困難になるからです。

被疑者以外の首長等・議員が説明会の開催を請求したり、連署に加わることもあります。そもそも説明会は、住民統制の一手段であり、その開催請求は住民の権利であって、被疑者以外の首長等・議員には説明会の開催請求権がないからです。これら公職者は自らの権限を用いて、事実の解明と責任の追及に当たるべきです。

説明会には誰でも参加できる質問をすることがあります。しかし説明会は、住民が当該者の政治責任を追及する場でもって、法的拘束力をもつてのではなく任せん。そこでの結果をもとに判断し、今後どう行動するかは、むづら有権者・住民の意志にかかっています。説明会は、

そのための判断材料を提供するにあらざりません。むづらには、起訴以後に開かれる説明会についても同様です。

説明会は、審査会が主導します。説明会の中立・公平な運営を図るためにです。しかし、審査会は説明会開催の裁量権をもたらす、適法な開催請求があれば必ず開かねばなりません。

ただ実際に、被疑者の身柄が拘束されている間は、説明会の開催は不可能ですし、取調べへの影響を恐れて、自ら説明会の開催を求めるることはまれでしから。

(3) 起訴後の説明会

起訴後は、逮捕後と違って、説明会は住民の開催請求により開かれ、当該者は説明会への出席と証明が義務づけられます。首長等や議員など公職者が起訴された場合、裁判で有罪となる可能性が高いだけに、住民に対する証明の義務はめりめり厳しく問われるべきだからです。

請求の期間を起訴の日から五〇日以内としているのは、説明会をできるだけ早く開き、裁判に文書が出ないまま配慮したものです。

(4) 一審有罪判決後の説明会

実際には、説明会が開かれるのは、逮捕なし起訴後でしから。しかし、一審有罪判決後も、

なや公職に居座つとする者がないとは限りません。その場合、住民の請求で説明会を開催できる旨を念のため定めています。

開催請求の期間を「判決の日から10日を経過した日以後10日以内」としているのは、控訴期間（十四日）に配慮したものです。

(5) 有罪判決確定後の措置

有罪判決が確定したときは、首長等・議員は「辞職手続をとるかのじする」とか、「辞職するより努力をすればならない」といった例もあれば。

首長等・議員は、地方自治法で身分が保障されています。公職選挙法や地方自治法の違反で失職する場合は、議会の懲罰処分による除名や、住民の解職請求（リコール）による解職、議会解散による失職以外、その意に反して職を失つことはありません。それは、これら公職者は特別職だからで、一般職の職員なら起訴で休職処分、有罪確定で免職処分になるのが通常です。一般職より重い政治倫理責任を負う首長等・議員が、有罪判決の確定後もその職に就くことは許されません。

条例が右のような規定を設けているのは、有罪が確定したこれら公職者に自発的な辞職を促す趣旨であって、それが強制規定でないかぎり、法律に抵触するものではありません。

これに加えて、有罪確定者は以後、当該自治体の選舉に立候補しない旨の規定を置く例もある

ります。被選舉資格は公職選挙法で定められており（第一一条、同条の二）、条例でこれを改変するわけではありませんが、条例の規定が立候補辞退の努力義務と解されるかぎり、これも公選法に抵触するわけにはいきません。

○唐津市長等の政治倫理に関する条例

平成27年9月25日

条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳肅な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、市長、副市長、教育長及びモーターボート競走事業管理者(以下「市長等」という。)の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、政治倫理の確立を図り、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(平29条例17・一部改正)

(市長等の責務)

第2条 市長等は、市民を代表する者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 市長等は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 市長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (2) 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること。
- (3) 常に市民全体の利益のみを指針として行動するものとし、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (4) 市民を代表する者としてその名誉及び品位を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(調査請求権)

第4条 市民又は市議会議員は、前条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあるとき、又は認められるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める連署をもって、その代表者から市長に対し、当該政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する書類を添えて、調査を請求することができる。

- (1) 市民が調査を請求する場合 地方自治法(昭和22年法律第67号)第18条に定める選挙権を有する者(調査を請求するときにおいて、唐津市の選挙人名簿に登録されている者に限る。)の総数の100分の1以上の者の連署
- (2) 市議会議員が調査を請求する場合 唐津市議会議員定数条例(平成24年条例第24号)に定める市議会議員の定数の3分の1以上の者の連署

2 市長は、前項の規定による調査の請求を受けたときは、直ちに唐津市政治倫理審査会条例(平成27年条例第43号。以下「審査会条例」という。)の規定により設置される唐津市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)に調査を求めなければならない。

(調査報告書の公表等)

第5条 市長は、審査会条例第7条の規定により調査報告書の提出を受けたときは、その要旨を速やかに公表するとともに、その内容を前条第1項の規定による請求をした市民又は市議会議員の代表者に通知しなければならない。

2 前項の調査報告書は、市長において、調査報告書の提出を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(市長等の協力義務)

第6条 市長等は、審査会条例第9条の規定により、審査会が調査審議に必要があると認めるときは、調査に必要な資料を提出し、又は出席して意見を述べなければならない。

(市長が講ずべき措置)

第7条 市長は、調査報告書を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、市政の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(平30条例2・追加)

(職務に関連する罪による有罪宣告後の説明)

第8条 市長は、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条に定めるあっせん利得罪その他の職務に関する罪により有罪判決の宣告を受け、なおその職にとどまろうとするときは、市民に対する説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、市長は、説明会に出席し、説明しなければならない。

2 市民は、前項の説明会において、市長が行った説明に関し、質問することができる。

(平30条例2・旧第7条線下・一部改正)

(職務に関する罪による有罪確定後の措置)

第9条 市長等は、前条第1項の有罪判決の宣告を受け、その判決が確定したときは、地方自治法第143条第1項の規定により失職する場合を除き、辞職手続を執るものとする。

(平30条例2・追加)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平30条例2・旧第8条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた市長等の行為について適用する。

附 則(平成29年条例第17号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

○福岡市長の政治倫理に関する条例

平成10年10月5日

条例第48号

(目的)

第1条 この条例は、市長の政治倫理基準を定めるとともに、資産等の公開、市民の調査請求等の制度を設けることにより、市長の政治倫理の確立を期し、もって民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長及び市民の責務)

第2条 市長は、市民全体の代表者として市政に携わるに当たっては、その権能が市民から委ねられたものであり、市民のために行使すべき責務を負っているものであることを強く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 市民は、主権者として自ら市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持つとともに、自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもって、市長に対して、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第3条 市長は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 政治不信を招くことのないよう、品位と名誉を損なう行為を慎み、その権限又は地位のもたらす影響力を私的な目的のために行使しないこと。

(2) その地位又は権限を利用して金品を授受しないこと。

(3) 市民全体の利益の実現のために全力を尽くすことを基本とし、特定の者の利益を実現するために、職務執行上の有利な取り計らいをしないこと。

(4) 政治活動に関し、道義的に批判を受けるおそれのある趣旨の寄附を受領しないものとし、その資金管理団体についても、当該寄附を受領させないこと。

2 市長は、政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(平成17条例112・一部改正)

(資産等報告書の作成)

第4条 市長は、その任期開始の日(再選挙により市長となった者にあってはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあっては当該者の退職の申立てがあったことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあってはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等(その配偶者又は扶養する親族が有する当該各号に掲げる資産等を含む。次項において同じ。)について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。

(1) 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。)を含む。)所在、面積、取得した年月日及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨

(2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積、当該権利を取得した年月日及びその価額並びに相続により取得した場合は、その旨

(3) 建物 所在、床面積、取得した年月日及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

(4) 預金及び貯金(規則で定める普通預金及び普通貯金を除く。) 預金及び貯金の額

(5) 有価証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。) 種類、取得した年月日、額面金額の総額及び時価の総額(株券にあっては株式の銘柄、取得した年月日、株数及び時価の総額とし、金銭信託にあっては金銭信託の元本の額とする。)

(6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。) 種類及び数量

(7) ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡ができるものに限る。) ゴルフ場の名称

- (8) 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。) 貸付金の額
- (9) 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。) 借入金の額

2 市長は、その任期開始の日後毎年12月31日において有する前項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、その翌年の4月30日までに、作成しなければならない。

(平成14条例39・平成19条例45・一部改正)

(所得等報告書の作成)

第5条 市長(前年1年間を通じて市長であった者(任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあっては、当該市長でない期間を除き前年1年間を通じて市長であった者)に限る。)は、市長並びにその配偶者及び扶養する親族に係る次の各号に掲げる事項を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあっては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、作成しなければならない。

(1) 前年分の所得に係る次に掲げる金額及びその基団となった事実

ア 総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第3項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。)

イ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて規則で定めるもの

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。)

(3) 前年中において、生計を一にする親族以外の者から金銭、物品その他の財産上の利益の供与(供応接待に該当するもの、1件につき3万円に満たないものその他規則で定めるものを除く。)を受けた場合における当該供与により受けた利益の内容及び価額、供与を受けた年月日並びに利益を供与した相手方の氏名及び住所

(4) 前年中において、生計を一にする親族以外の者から供応接待(1件につき5万円に満たないものその他規則で定めるものを除く。)を受けた場合における当該供応接待の内容及び価額、供応接待を受けた年月日並びに供応接待をした相手方の氏名及び住所

(関連会社等報告書の作成)

第6条 市長は、毎年、市長又はその配偶者若しくは扶養する親族が4月1日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあっては、同月2日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、作成しなければならない。

(資産等報告書等の保存及び閲覧)

第7条 市長は、前3条の規定により作成した資産等報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書(以下「資産等報告書等」という。)を、これらを作成すべき期限又は期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、市長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書等の閲覧を請求することができる。

(福岡市政治倫理審査会の設置)

第8条 政治倫理に関する審査、調査等を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、福岡市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の所掌事務)

第9条 審査会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) この条例の規定に基づき市長から求められた審査又は調査を行い、その結果を市長に報告すること。
- (2) 第17条又は第18条(第19条において準用する場合を含む。)の規定による説明会の開催に関すること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、政治倫理の確立を図るため、市長から諮問を受けた事項について調査し、若しくは答申し、又は建議すること。
- 2 審査会は、前項の事務のほか、福岡市議会議員の政治倫理に関する条例(平成10年福岡市条例第49号)第1条の目的を達成するために必要な事務を、同条例の定めるところにより行う。
- 3 審査会は、前2項の事務を行うため、関係人に対し、説明又は資料の提供を求め、その他の必要な調査を行うことができる。

(審査会の組織及び委員)

- 第10条 審査会は、委員11人をもって組織する。
- 2 委員は、資産等報告書等の審査又はこの条例の規定に基づく調査に関する専門的知識を有する者及び市民(地方自治法第74条第5項に規定する選挙権を有する者(以下「有権者」という。)に限る。)のうちから市長が議会の同意を得て選任する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 審査会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 6 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
 - 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(平成16条例40・一部改正)

(審査会の会議)

- 第11条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 審査会の会議は、公開とする。ただし、特別な理由がある場合において出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができます。

(資産等報告書等の審査)

- 第12条 市長は、資産等報告書等の写しを、これらを作成すべき期限又は期間の末日の翌日から起算して30日を経過する日までに審査会に提出し、その審査を求めなければならない。
- 2 審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、速やかに審査を行い、審査を求められた日の翌日から起算して90日を経過する日までに、審査の結果及び意見を記載した審査報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による審査報告書の提出を受けたときは、その要旨を速やかに公表しなければならない。
 - 4 第7条の規定は、審査報告書の保存及び閲覧について準用する。この場合において、同条第1項中「これらを作成すべき期限又は期間の末日」とあるのは、「市長が審査報告書の提出を受けた日」と読み替えるものとする。

(市民の調査請求権)

- 第13条 市民は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、有権者50人以上の者の連署をもって、これを証する資料を添付した調査請求書を提出して、審査会が調査を行うよう市長に請求することができる。
- (1) 資産等報告書等の記載内容に疑義があるとき。
 - (2) 市長が政治倫理基準又は第21条に規定する請負契約等に関する遵守事項(以下「政治倫理基準等」という。)に違反する行為をした疑いがあるとき。
- 2 市長は、前項の規定による調査の請求がなされたときは、調査請求書及び添付資料の写しを審査会に直ちに提出して、その調査を求めなければならない。
 - 3 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、速やかに調査を行い、調査を求められた日の翌日から起算して90日を経過する日までに、調査の結果及び意見を記載した調査報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、その内容を第1項の規定による請求をした市民の代表者に通知しなければならない。
 - 4 市長は、前項の規定による調査報告書の提出を受けたときは、その要旨を速やかに公表しなければならない。

5 第7条の規定は、調査報告書の保存及び閲覧について準用する。この場合において、同条第1項中「これらを作成すべき期限又は期間の末日」とあるのは、「市長が調査報告書の提出を受けた日」と読み替えるものとする。

(市長の協力義務)

第14条 市長は、審査会の要求があるときは、審査若しくは調査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明をしなければならない。

(信頼回復のための措置)

第15条 市長は、審査会の審査報告書若しくは調査報告書において資産等報告書等に事実と異なる記載がある旨又は市長の行為が政治倫理基準等に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、市長自ら資産等報告書等の記載の訂正その他の市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じなければならない。

(虚偽説明等の公表)

第16条 審査会は、市長が審査会に対し、事実と異なる説明をし、審査若しくは調査に協力せず、又は審査会の審査報告書若しくは調査報告書の要旨の公表を怠っていると認めるときは、期限を定めてその是正を市長に求めることができる。

2 審査会は、市長が期限までに正当な理由がなく前項の是正をしないときその他必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。この場合において、審査会は、市長に対しあらかじめ弁明の機会を与えるなければならない。

(贈収賄罪容疑による逮捕後の説明会)

第17条 市長は、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの各条及び第198条に規定する罪(以下「贈収賄罪」という。)の容疑により逮捕された場合において、その職にとどまろうとするときは、その理由を市民に対して説明する会(以下「説明会」という。)の開催を審査会に求めることができる。

2 審査会は、前項の規定による請求があったときは、説明会を開催しなければならない。

3 市長は、説明会が開催されたときは、説明会に出席し、説明をするものとする。

(贈収賄罪容疑による起訴後の説明会)

第18条 市長は、贈収賄罪により起訴された場合において、その職にとどまろうとするときは、審査会に説明会の開催を求めなければならない。

2 審査会は、前項の規定による請求があったときは、説明会を開催しなければならない。

3 市民は、説明会が開催されないときは、有権者50人以上の者の連署をもって、審査会に説明会の開催を請求することができる。

4 前項の規定による請求は、市長が起訴された日の翌日から起算して50日以内に行わなければならぬ。

5 第3項の規定による請求があつたときは、審査会は、開催することができない特別の理由がない限り、説明会を開催しなければならない。

6 市長は、説明会が開催されたときは、説明会に出席し、説明をしなければならない。

7 市民は、説明会において、市長が行った説明に関し市長に質問することができる。

(贈収賄罪による有罪判決後の説明会)

第19条 前条の規定は、市長が贈収賄罪により有罪とする第一審判決の宣告を受けた場合において、その職にとどまろうとするときに準用する。この場合において、同条第4項中「起訴された日の翌日から起算して50日以内」とあるのは、「判決の宣告を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から20日以内」と読み替えるものとする。

(贈収賄罪確定後の措置)

第20条 市長が贈収賄罪により有罪とする判決の宣告を受け、その判決が確定したときは、公職選挙法第11条第1項及び地方自治法第143条第1項の規定により失職する場合を除き、市長は、その名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じなければならない。

(市等との請負契約等に関する遵守事項)

第21条 市長、その配偶者若しくは扶養する親族又はこれらの者が実質的に經營に携わる法人(市の出資法人(市が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人並びに市が資本金、基本金その他これらに準じるもの)を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。以下同じ。)を除く。)は、地方自治法第142条の規定の趣旨を尊重し、市若しくは市の出資法人との間の工事、製造その他の請負契約、業務の

委託契約及び物品の購入契約又はこれらの契約の下請負若しくは再委託に関する契約を締結しないよう努めなければならない。

(平成22条例3・一部改正)

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条から第7条まで及び附則第3項から第5項までの規定 平成10年12月7日

(2) 第8条から第20条まで(第10条第2項を除く。)及び次項の規定 規則で定める日

(平成11年規則第17号により平成11年3月26日から施行)

(適用区分)

2 第13条第1項の規定(第2号に係る部分に限る。)は、公布の日以後に行われた市長の行為について適用する。

(経過措置)

3 平成10年12月7日以後最初に提出すべき所得等報告書に係る第5条の規定の適用については、同条第3号及び第4号中「前年中」とあるのは、「平成10年12月7日から同年末日までの間」とする。

(政治倫理の確立のための福岡市長の資産等の公開に関する条例の廃止)

4 政治倫理の確立のための福岡市長の資産等の公開に関する条例(平成7年福岡市条例第64号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

5 旧条例第2条から第4条までの規定により作成された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の保存及び閲覧については、旧条例第5条の規定は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。

附 則(平成14年3月28日条例第39号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月29日条例第40号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年10月3日条例第112号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年9月30日から施行する。ただし、第4条第1項第4号の改正規定及び次項の規定は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福岡市長の政治倫理に関する条例第4条第1項第4号の規定の適用については、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金(同法附則第5条第1項第1号に掲げる通常郵便貯金を除く。)は預金と、同法附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金(同法附則第5条第1項第1号に掲げる通常郵便貯金に限る。)は普通預金とみなす。

附 則(平成22年3月29日条例第3号)

この条例は、地方独立行政法人福岡市立病院機構の成立の日から施行する。ただし、「民法(明治29年法律第89号)第34条の法人、株式会社及び有限会社」を「一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社」に改める部分は、公布の日から施行する。

○久留米市政治倫理条例

平成3年2月15日
久留米市条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳肅な信託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、市議会議員(以下「議員」という。)及び市長の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、市民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、もって清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び市長の責務)

第2条 議員及び市長は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

(政治倫理基準等)

第3条 議員及び市長は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 政治活動は公平かつ清廉に行うものとし、政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。その後援団体についても同様とする。
 - (2) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
 - (3) 常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
 - (4) 市民全体の代表者としてその品位と名譽を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- 2 議員及び市長は、政治倫理基準に反する行為として政治的、道義的批判を受けたときは、誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

(誓約書の提出義務)

第4条 議員及び市長は、規則で定めるところにより、この条例を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

(政治倫理審査会の設置等)

第5条 政治倫理に関する重要な事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、久留米市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会の委員は、9人とし、3人を議員のうちから、他の6人は地方自治法第18条に定める選挙権を有する市民で、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 審査会の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の3分の2以上の同意を必要とする。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。
- 6 審査会の委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。

(市民の調査請求権)

第6条 市民は、議員又は市長が第3条第1項に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、規則で定めるところにより、これを証する資料を添えて、議員に係るものについては市議会議長(以下「議長」という。)に、市長に係るものについては市長に、調査を請求することができる。

- 2 議長は、前項の規定により議員に対する調査の請求を受けたときは、その書面の写しを市長に送付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により送付を受けたとき又は第1項の規定により自らに対する調査の請求を受けたときは、直ちに審査会に審査を付託しなければならない。

(倫理基準違反等の審査)

第7条 審査会は、前条第3項の規定による審査を付託されたとき、又はこの条例による政治倫理の確立を図るため、市長の諮問を受けたときは、当該事案の適否又は存否の審査を行い、審査会が必要と認める措置を勧告することができる。

2 審査会は、前項の審査を行うため、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

3 第1項の規定による勧告は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。

4 審査会は、第1項の規定による審査を終えたときは、審査結果の要旨を公表しなければならない。

(資産報告書の提出)

第8条 審査会は、事案の解明のため必要があるときは、規則で定めるところにより、資産報告書の提出を求めることができる。

2 審査会は、前項による資産報告書の提出があったときは、これを市民に公開する。

(議員又は市長の協力義務)

第9条 議員又は市長は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

(照会)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して事案の実態を明らかにするものとする。

(虚偽報告等の公表)

第11条 審査会は、議員又は市長が第8条の規定による資産報告書の提出をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。

(贈収賄罪宣告後における釈明)

第12条 議員又は市長が、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める罪により有罪の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議員については議会が、市長については市長が、市民に対する説明会を開かなければならない。この場合において、当該議員又は市長は、説明会に出席し釈明するものとする。

2 前項の説明会において、市民は、当該議員又は市長に質問することができる。

3 第1項に定める説明会の開催の手続その他その運営に関し必要な事項は、議会又は市長においてこれを定めるものとする。

(贈収賄罪確定後の措置)

第13条 議員又は市長が、前条の有罪の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、議会又は市長は、その名誉と品位を守り市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 議会は、前項の当該議員に議会の名誉と品位を損なう重大な行為があると認めるときは、地方自治法第134条及び第135条の規定に基づき懲罰を科することができる。

(市工事等の契約に対する遵守事項)

第14条 議員及び市長の配偶者及び同居の親族は、地方自治法第92条の2及び第142条の規定の趣旨を尊重し、その請負(下請負を含む。)を辞退し、市民に対し疑惑の念を生じせしめることがあってはならない。

2 前項の規定は、議員及び市長並びにその配偶者及び同居の親族が行う一般物品納入契約について、これを準用する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議会又は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において市長が規則で定める日から施行する。

(平成3年規則第29号で平成3年6月1日から施行)

(適用区分)

2 第6条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後になされた事案について適用する。

3 第12条及び第13条の規定は、施行日以後に起訴された者について適用する。

請求者代表 [REDACTED] 外1名

被請求者 嬉野市長村上大祐

証拠説明書

平成31年1月8日

嬉野市政治倫理審査会会长 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年 月 日 | 作 成 者 | 立証趣旨 | 備考 |
|-----------|------------------|--------------|------------|---|----|
| 乙第6号 証 | 陳述書 | 原 H31.1.7 | [REDACTED] | <ul style="list-style-type: none">「茶師プロジェクト」ライングループがアニメ制作を企画する利害関係者（業者）ではないこと本件会食が[REDACTED]氏企画の嬉野旅行に参加した仲間の懇親会であること | |



陳述書

1 経歴

私は、[REDACTED]といい、昭和[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日生まれの[REDACTED]歳です。

現在、ゲームの3Dコンピュータグラフィックス制作を行う株式会社NACの代表取締役を務めています。

2 茶師プロジェクトについて

平成30年4月、私の会社の元従業員であり、友人でもある[REDACTED]さんが仲間を集めて、自身の出身地である嬉野温泉に旅行に行こうという企画を提案されたので、共通の友人たちと一緒に、同年4月21日から23日までの日程で、嬉野温泉旅行を実施しました。メンバーは、私、[REDACTED]さん、[REDACTED]氏（漫画家）、[REDACTED]氏（ゲーム会社代表）、[REDACTED]氏（アニメ制作会社代表）、[REDACTED]さん（NPO法人勤務）、[REDACTED]氏（ゲーム会社勤務）です。費用は、もちろん各自の自己負担です。

当初、[REDACTED]さんの友人で嬉野創生機構の[REDACTED]さんが、私たちを案内してくれる予定でしたが、急遽参加できなくなってしまったので、[REDACTED]さんの仕事を通じた友人で、嬉野市職員の[REDACTED]さんと[REDACTED]さんが嬉野滞在中の私たちを案内してくれました。

私たちは、嬉野の自然や食べ物、お茶がすっかり気に入り、嬉野をテーマとしたアニメを作れば、町おこしに貢献できるのではないか、という話が出て盛り上がりしました。メンバーの中にアニメ関係者がいたため自然とそのような話になつたものと思います。

嬉野滞在中の4月22日、ツアーのメンバーで「茶師プロジェクト」というラインを立ち上げましたが、メンバーもアニメ制作の話を真剣に検討していたわけではありませんでした。嬉野温泉が好きな仲間でアニメ企画を理由に、定期的に温泉旅行ができればよいという程度の話でした。その中で、後々アニメの話が具

体化すれば、検討してもよいが、当時はそこまでの考えもなく、嬉野市に対し、アニメ企画を提案するような状況でもありませんし、皆さん、このようなプロジェクトを本格的に立ち上げたという認識も薄かったと思います。

また、仮に具体化したとしても、私の会社に利益をもたらすわけでもないので、私自身、あまり乗り気でもありませんでした。

同年5月頃、一度、嬉野旅行のメンバーがカラオケボックスに集まり、懇親会を兼ねてアニメ制作の話をしましたが、皆さん遊び半分で真剣に検討していません。その後、[REDACTED]さんがアニメ制作の議事録を作ったり、プレゼン用の企画書を作ったようですが、私自身、この資料に目を通していないし、このような資料が作成されていることも、今回、問題となって初めて知りました。

また、これらの資料を外部に出したということも聞いていませんし、そのような予定もなかったと思います。嬉野温泉旅行の余韻でこのような会合を行ったわけですが、以降、真剣にアニメ制作を検討したことありません。なお、[REDACTED]さんはアニメ制作の経験はなく、遊び感覚での企画だったと思います。そもそも、「茶師プロジェクトライングループ」のメンバーがライン上でアニメ制作のやり取りをしたことありません。

3 平成30年7月9日の懇親会について

平成30年6月下旬か7月の初旬頃、4月の嬉野温泉旅行の際、私たちを案内してくれた嬉野市職員の[REDACTED]さんと[REDACTED]さんが出張のために上京するという話を聞きました。そこで、私と[REDACTED]さんが中心となって、お礼の意味を兼ねて仲間うちの懇親会をしようということになりました。会場は私が購入した不動産で、別荘や仕事場として利用している「東京ベイコート倶楽部」の一室で行うこととし、酒、飲み物、つまみは各自持ちよりの「部屋飲み」とすることにしました。メンバーは、嬉野温泉旅行に参加した仲間の他、私の友人たち（ゲーム制作会社顧問、同社員）らで、私を含め全員で13名を予定していました。その中に、村上市長は含まれていませんでした。市長が参加すると聞いたのは、当日の午後になって

からだと思います。

先に述べたとおり、飲み物、つまみは各自持ちよりでの懇親会だったのですが、おもてなしのつもりで、私がルームサービスを注文しました。代金は1点3万1050円のものを2点注文しましたので、6万2100円を支払っています。当日の参加者は、私と村上市長も含め14名となっていましたので、1人あたり4400円程度で飲食店に行くより安いという認識でした（しかし、結局3名が欠席しました。）。

ちなみに、ホテルは私の所有物件で1710万円で購入したもので、部屋を使用する際、別途部屋代として4万3200円がかかります。

参加者の皆さんには、ペットボトルのお茶、ワイン、シャンパン、日本酒、ビール、つまみを持参されていました。村上市長は、嬉野茶を5、6点持参し、会食中、参加者に配っていました。

市長は、皆さんとその日視察をしたセグウェイの観光利用の話や参加者の仕事の話、嬉野の話をされていました。会食中、参加者の方から市長に対しアニメ制作の提案をした人はいません。というのは、当時、私たちはアニメ制作について真剣に検討していたわけでもなく、どちらかといえば旅行目的のための遊び感覚の企画だという認識に過ぎなかったからです。また、今回の懇親会には、ライングループ以外の参加者もいたので、そのような提案を行うような雰囲気でもありませんでした。

市長は、参加者の皆さんのが持ち寄ったお酒を飲んでいましたが、食べ物には殆ど手を付けていないようでした（皆さんそうでした。）。

そして、懇親会は、午後7時から11時までで終了しました。

3 最後に

先に述べたとおり、平成30年4月の嬉野旅行の際、仲間うちで話が盛り上がり、アニメ制作の話が出たことは事実です。案内役を引き受けてくれた[]さんや[]さんら市の職員さんもいたので、嬉野の町おこしに貢献できたらいいなと

いう程度の気持ちでした。その後、嬉野旅行のメンバーで一回会合をもち、アニメ制作の話をしましたが、場所はカラオケボックスでだれも真剣に検討していませんでしたと思います。その後、検討を行ったことはありません。

平成30年7月9日の会食は、嬉野旅行の際に案内役を引き受けてくれた[REDACTED]さんと[REDACTED]さんのお礼の意味を兼ねた、仲間うちの懇親会です。

今回、私たちがアニメ制作を企画する利害関係者だといわれているようですが、驚きを禁じ得ません。

以上、間違いありません。

平成31年 / 月 7 日

氏名 [REDACTED]

[REDACTED]印

委任状

平成 30 年 12 月 19 日

住 所

委任者

村上 大祐



私は、次の弁護士を代理人と定め、下記に関する各事項を委任いたします。

弁護士 鬼橋正敏

佐賀県弁護士会所属

住所 〒843-0022

佐賀県武雄市武雄町大字武雄字竹下 5663 番地 2

みどり法律事務所

電話 0954-22-6331

FAX 0954-22-6332

委任事項

平成 30 年 11 月 28 日付け調査請求書及び説明会開催請求書に関する
対応の一切

